

令和 4 年

# 富岡町議会会議録

第 5 回 定例会

6 月 16 日 開会 ～ 6 月 17 日 閉会

富岡町議会

## 令和4年第5回富岡町議会定例会会議録目次

### 第1日 6月16日(木曜日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
開 会 (午前 9時00分)	4
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○諸般の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸報告	5
○議案の一括上程	8
○提案理由の説明及び一般町政報告	9
○一般質問	12
安藤正純君	12
佐藤教宏君	22
遠藤一善君	36
○散会の宣告	51
散 会 (午後 1時48分)	51

### 第2日 6月17日(金曜日)

○議事日程	55
○本日の会議に付した事件	55
○出席議員	55
○欠席議員	56
○説明のため出席した者	56
○事務局職員出席者	56

開 議 (午前 9時00分) .....	5 7
○開議の宣告 .....	5 7
○議事日程の報告 .....	5 7
○会議録署名議員の指名 .....	5 7
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決 .....	5 7
○委員会報告 .....	7 0
○動議の提出 .....	7 3
○閉会の宣告 .....	7 3
閉 会 (午前10時39分) .....	7 3

第 5 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

## 令和4年第5回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

令和4年6月16日(木) 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会広報特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 報告第 3号 令和3年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について  
報告第 4号 令和3年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について  
報告第 5号 令和3年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について  
議案第40号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
議案第41号 動産の取得について  
議案第42号 令和4年度富岡町一般会計補正予算(第2号)  
議案第43号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第44号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 報告第 3号 令和3年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について  
報告第 4号 令和3年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について  
報告第 5号 令和3年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について  
議案第40号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
議案第41号 動産の取得について  
議案第42号 令和4年度富岡町一般会計補正予算(第2号)

議案第 4 3 号 令和 4 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 4 号 令和 4 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

1、監査委員報告

2、議会運営委員会報告

3、議会広報特別委員会報告

4、原子力発電所等に関する特別委員会報告

5、総務文教常任委員会報告

6、産業厚生常任委員会報告

日程第 4 議案の一括上程

報告第 3 号 令和 3 年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

報告第 4 号 令和 3 年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

報告第 5 号 令和 3 年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

議案第 4 0 号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 4 1 号 動産の取得について

議案第 4 2 号 令和 4 年度富岡町一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 3 号 令和 4 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 4 号 令和 4 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第 6 一般質問

---

○出席議員（10名）

1 番 堀 本 典 明 君

2 番 佐 藤 教 宏 君

3 番 佐 藤 啓 憲 君

4 番 渡 辺 正 道 君

5 番 高 野 匠 美 君

6 番 遠 藤 一 善 君

7 番 安 藤 正 純 君

8 番 宇 佐 神 幸 一 君

9 番 渡 辺 三 男 君

10 番 高 橋 実 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町	長	山	本	育	男	君
副町	長	高	野		剛	君
副町	長	竹	原	信	也	君
教	育	岩	崎	秀	一	君
会	計	植	杉	昭	弘	君
参	事	林		紀	夫	君
総	務					
兼	課					
長						
企	画	原	田	徳	仁	君
課	長					
税	務	斉	藤	一	宏	君
課	長					
住	民	猪	狩		力	君
課	長					
福	祉	飯	塚	裕	之	君
課	長					
健	康	遠	藤	博	生	君
づ	く					
り	課					
長						
生	活	杉	本		良	君
環	境					
課	長					
産	業	坂	本	隆	広	君
振	興					
課	長					
都	市	志	賀	智	秀	君
整	備					
課	長					
教	育	猪	狩	直	恵	君
総	務					
課	長					
生	涯	佐	藤	邦	春	君
学	習					
課	長					
郡	山	黒	澤	真	也	君
支	所					
長						
い	わ	安	倍	敬	子	君
き	支					
所	長					
総	務	大	和	田	豊	一
課	長					
補	佐					
長						
兼	秘					
書	係					
長						
代	表	坂	本	和	久	君
監	査					
委	員					

○事務局職員出席者

参	議	事	務	局	兼	局
事	務	局	長			
小	林	元	一			
議	会	事	務	局	主	任
兼	庶	務	係	長		
杉	本	亜	季			
議	会	事	務	局	査	
庶	務	係	主			
黒	木	裕	希			

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(高橋 実君) 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第5回富岡町議会定例会を開会いたします。

---

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○諸般の報告

○議長(高橋 実君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る6月8日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から17日までの2日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、令和4年第2回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会について、文書をもって報告しておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

また、陳情書4件を受理し、この写しを委員会報告書の79ページから90ページに添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 次に、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

4番 渡 辺 正 道 君

5番 高 野 匠 美 君

の両名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長(高橋 実君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から17日までの2日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日までの2日間と決定いたしました。

---

#### ○諸報告

○議長（高橋 実君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。それでは、監査委員より例月出納検査の報告をいたします。

4監第3号、令和4年6月16日、富岡町長、山本育男様、富岡町議会議長、高橋実様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、宇佐神幸一。

例月出納検査報告書。例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記。1、検査の対象。(1) 令和4年2月・3月・4月（令和3年度4月分・令和4年度4月分）。

(2) 一般会計及び特別会計。(3) 歳入歳出外現金。

2、検査の時期。令和4年3月22日・4月20日・5月19日。

3、検査の結果。(1) 収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。(2) 違法または不適切と認めて指示した事項、なし。(3) 検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

別紙については、記載のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

4番、渡辺正道君。

〔議会運営委員会委員長（渡辺正道君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡辺正道君） おはようございます。報告第12号、令和4年6月16日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、渡辺正道。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、(1) 議案審議について、(2) 6月定例会の会期及び日程について、(3)

その他。①一般質問について、②陳情について。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和4年6月8日午前8時45分、場所、富岡町役場第一委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1)議案審議について。6月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告案件3件、条例の一部改正案件1件、財産の取得または処分案件1件、補正予算案件3件、合計8件。(2)6月定例会の会期及び日程について。6月定例会の会期日程については、会期を6月16日から17日までの2日間とすることに決し、議長に答申した。(3)その他。①一般質問について、一般質問の通告3名について、議会事務局長より説明を受けた。②陳情について。提出のあった陳情4件について、議会事務局長より説明を受けた。

以上です。

○議長（高橋 実君） ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、高野匠美君。

〔議会広報特別委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会広報特別委員会委員長（高野匠美君） おはようございます。報告第13号、令和4年6月16日、富岡町議会議長、高橋実様、議会広報特別委員会委員長、高野匠美。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第210号の編集について、(2)その他。第4回、(1)とみおか議会だより第210号の最終校正について、(2)その他。

2、審査の経過は、記載のとおりです。後ほどお読みください。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第210号の編集について。とみおか議会だより第210号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。表紙は、桜まつりの際の桜並木の写真とすることに決した。巻末「ちょっとひとこと」は、従来のインタビュー形式ではなく、町立小中学校の卒業式・にこにこ子ども園の卒園式及び入学式・入園式の写真を掲載することに決した。とみおか議会だより第210号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審査及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。第4回、(1)とみおか議会だより第210号の最終校正について。議会報の最終構成及び内容確認

等を実施した。

以上です。

○議長（高橋 実君） ただいま議会広報特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 報告第14号、令和4年6月16日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和4年2月・3月・4月分）について、2、（1）東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、（2）その他、電線張替工事について、3、その他、審査の経過はお読み取りください。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和4年2月・3月・4月分）について。原子力発電所通報連絡処理分に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、生活環境課より説明を受けた。2、（1）東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。議員からは、信頼関係を築くために公表する情報についてリスクを含めたマイナス部分とその対処方法まできちんと説明すべきとの要望が出された。（2）その他。福島第一原子力発電所の廃炉作業を進めるための電源供給線としての役割を担う送電線の張り替えについて、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。議員からは送電線の鉄塔について保守点検による安全確保の要望が出された。（3）そ

の他。議員より東京電力ホールディングス（株）に対し、原子力発電所の対外的な安全対策の徹底の要望や訴訟の結果を受け、今後どのように賠償を進めていくのか質疑が出された。3、その他。処理水の海洋放出計画に伴い、委員会として現地の視察をすることを決した。

終わります。

○議長（高橋 実君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については、文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務文教常任委員会委員長の報告に対して質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

---

○議案の一括上程

○議長（高橋 実君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

---

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（高橋 実君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。新緑の季節も過ぎ、季節ははや梅雨を迎えようとしております。去る5月21日に開催された富岡小学校、富岡中学校の運動会では、これまでの伝統を踏まえつつ、新たな伝統を積み上げようとする明るく元気な子供たちの頑張りをみることができ、私も子供たちに負けないよう、ふるさと富岡のさらなるにぎわい創出にしっかりと取り組んでまいらなければならないと意を強くしたところであります。議員の皆様には、開校式や運動会にご列席をいただくなど、未来を担う子供たちを応援いただいておりますことに感謝を申し上げますとともに、今後も惜しみないご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

令和4年度は、さきの定例会において申し上げましたとおり、需要と供給を高め、地域経済を好循環させる農業、産業の育成、人が人を呼び込む流れを町内に築き、その広がりをもって、地域全体のにぎわいを形づくる帰還と移住の促進、自ら考え行動し、進んで楽しく学ぶ子供を地域で育てる子供たちの環境づくりを町政運営の柱として、これらに関連する事業に一丸となって、積極果敢に取り組んでまいることといたしております。また、本年3月16日深夜の地震により被害を受けた各種施設の復旧、修繕に迅速に取り組んでまいりため、今定例会においても、補正予算の議案を提出しております。議員の皆様には、町政運営の各般において特段のご理解とご協力を賜りますよう改めてお願いを申し上げます。

それでは、令和4年第5回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてのご報告を申し上げ、次いで今定例会に提出いたしました議案等についてご説明申し上げます。

初めに、特定復興再生拠点区域に関してご報告いたします。特定復興再生拠点区域におきましては、4月11日より準備宿泊が開始され、今週初めの時点で13世帯、22人の宿泊登録がなされております。特定復興再生拠点区域では、今年度において、夜の森公園機能回復事業、夜の森消防屯所新築事業、新田団地機能回復事業などを実施することとしており、さらなる生活環境の整備を進め、目標とする令和5年春の特定復興再生拠点区域の避難指示解除を確実なものとしてまいりたいと考えております。

なお、町内の全体的な状況をご確認いただき、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた考え方などをご説明することとし、今月末の町政懇談会開催を町民の皆様にご案内いたしましたところであり、この懇談会終了後には、小良ヶ浜地区、深谷地区の今後について、地域住民の皆様と意見交換をいたしたいと予定しておりますので、併せてご報告いたします。

次に、福島国際研究教育機構に関してご報告いたします。福島国際研究教育機構につきましては、先月10日に本町から立地候補地の提案があることを意向書の提出をもって表明し、先月末には調査票を福島県に提出いたしました。福島国際研究教育機構につきましては、我が国の科学技術力、産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する世界に冠たる創造的復興の中核拠点となることを目指し、国が設立するものであり、町といたしましては、設立の趣旨を十分に理解し、双葉地域の中核としての本町の役割をしっかりと果たしてまいりたいために、その立地を強く希望するものであります。

本町は、双葉地域の中心にとどまらず、浜通りの中心に位置し、他の地域との往来や交流の結節点であり、上下水道をはじめとするライフラインの充実は言うまでもなく、コンベンション施設や体育施設など、社会インフラが集積されるとともに、既に立地する廃炉環境国際共同研究センターなどと連携しやすい環境にあります。また、歴史的にも盛んに人々が交流し、他地域からの往来や移住が続いてきた町であることから、研究者や学生など福島国際研究教育機構に集う方々を積極的に受け入れる開放的な地域土壌を有しております。加えて、何よりも世界に目を向けた研究教育のための中核拠点の立地に住民の皆様の理解がある町であります。

町といたしましては、本町が地域の復興創生、そして新たな地域発展モデルの礎となる福島国際研究教育機構の立地に高いインセンティブを持ち、福島国際研究教育機構の取組による様々な効果を福島県全体へ最大限に波及させることができるまちであることを強く訴え、立地に向けて全町を挙げ、力強く取り組んでまいりますので、議員の皆様の方強い後押しをお願い申し上げます。

次に、にぎわいと活力ある本町の明日を切り出していくための取組に関してご報告いたします。町政運営の1つ目の柱である農業、産業の育成に関しましては、私自らも企業を訪問するなど、積極的な企業誘致活動を継続するところであり、富岡産業団地におきましては、全区画の約97%に14社の進出が決定するなど、着実な成果を見ることができております。また、農業の再生においては、水稻栽培への総合的な支援の継続により、作付面積が昨年度比20.7ヘクタール増の86.1ヘクタールとなり、野菜集出荷施設の整備などによるタマネギの産地化にも、生産者とともに取り組んでいるところです。

2つ目の柱である帰還と移住促進に関しましては、移住希望者を対象とした短期宿泊施設であるお試し住宅を併設した移住相談窓口の開設、運営とともに、定住促進化対策住宅助成事業やサテライトオフィス整備事業、また移住潜在者を掘り起こす移住体験ツアー事業や富岡を知ってもらう雑誌読者モニターツアー事業などを情報発信ツールの充実とともに展開するところであり、帰還と移住促進に幅広いスタンスで取り組んでいるところであります。

3つ目の柱である子供たちの環境づくりに関しましては、子供たちが食材やその生産者、また給食調理者に目を向けるなど、食育につながる学校給食調理場の運営に努めており、加えて放課後児童クラブの運営充実はもとより、恒久的な放課後児童クラブの施設の整備検討を進めるところであります。子供たちが身近なことから、多様な事柄に興味を持つことで、魅力ある教育の確立につながるよう、

また子供たちの安全と保護者の方々の安心をしっかりと確保するよう、幅広く事業に取り組んでいるところであります。

なお、4月9日に開所いたしました共生サポートセンターさくらの郷におきましては、高齢者に対する配食・見守り事業、フィットネス設備を利用した介護予防事業や子ども食堂の運営支援などに取り組んでおり、併せて障がい者や障がい児に対する総合福祉窓口の設置に向けた関係者の調整などを進めているところでありますので、ご報告いたしますとともに、今後の事業展開などにおいて、議員の皆様のご意見を賜ればとお願いをいたします。

今年の桜まつりは、天候に恵まれ、また震災後初めて桜並木の全体を御覧いただくことができたことで、2万人を超える方々がご来場いただき、大盛況となりました。桜まつりをきっかけに、多くの方々に本町の今を実感していただくことができたものと、桜まつり開催の意義を改めて感じているところです。今後も季節ごとの交流イベントなどの開催により、ふるさと富岡の今を町民の皆様はもとより、多くの方々に感じていただき、関心から交流、そして町づくりへの参画へとつなげてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症に関してご報告いたします。本年2月より実施いたしております3回目のワクチン接種につきましては、若年層の接種率に若干の伸び止まりが見られるところではありますが、全体といたしましては、60%を超える接種率となり、また町民の皆様や町内事業者の皆様などの基本的な感染防止対策の徹底により、クラスターの発生や連鎖的な感染状況となることを防ぐことができいております。町といたしましては、全国的には依然として感染者数が高止まりの状況であることを踏まえ、7月からの4回目ワクチン接種の準備を進めるところであります。今後も継続して基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけてまいりますので、町民の皆様をはじめ、本町に関係する皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、今定例会に提出しております議案等について申し上げます。今定例会には報告案件3件、条例の一部改正案件1件、動産の取得案件1件、一般会計補正予算をはじめ、補正予算案件3件の計8件の議案等を提出しております。詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、慎重審議の上、速やかなる議決を賜りますようお願いを申し上げ、町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（高橋 実君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

暫時休議いたします。

休 議 （午前 9時27分）

---

再 開 （午前 9時29分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

---

○一般質問

○議長（高橋 実君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、7番、安藤正純君の登壇を許します。

7番、安藤正純君。

〔7番（安藤正純君）登壇〕

○7番（安藤正純君） ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に基づいて大きく分けて2問順次質問させていただきます。

1、入札制度について。（1）、町は資本関係または人的関係のある者の同一入札への参加を制限する運用基準を本年4月1日以降に公告等を行う入札から適用するよう定めたが、本年度建設工事入札参加資格審査申請書の提出を受けた際に、系列関係の該当事業者があったか及び公平な入札をどのように確保するか、伺いたい。

（2）、町は指名競争入札により、町内事業者への優先的な受注機会の確保を図っているが、地元企業の定義について伺いたい。

2、最高裁の決定について。（1）、富岡町民も原告として参加している原発避難者訴訟において、最高裁は国の賠償基準（中間指針）を上回る東京電力の賠償責任を認め、上告を退ける決定をし、賠償額も確定したが、町はこの決定をどう捉え、今後どのように対処するか、伺いたい。

以上2点についてよろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 7番、安藤正純議員の質問についてお答え申し上げます。

1、入札制度について。（1）、町は資本関係または人的関係のある者の同一入札への参加を制限する運用基準を本年4月1日以降に公告等を行う入札から適用するよう定めたが、今年度建設工事入札参加資格申請書の提出を受けた際に、系列関係の該当事業者があったか及び公平な入札をどのように確保するか伺いたいについてお答えいたします。資本関係または人的関係のある者の同一入札への参加を制限する運用基準は、入札の公平性を欠くおそれのある一定の資本関係または人的関係にある複数の者の同一入札への参加を制限するため、本年4月1日に同日以降に執行する入札に適用するとして定めたものであり、同一入札においてこの運用基準に該当する複数の者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とするとしたものであります。町におきましては、適用日以降に資本関係または人的関係に関する申告書を全ての町内事業者をはじめ、直近の入札に参加指名が可能であった事業者より提出いただいたところで、運用基準に該当する複数の町内事業者があることを申告書から確認したところであります。また、運用基準の適用などに関して、さきの臨時会において、議

員の皆様より様々なご意見やご指摘をいただいたことを踏まえ、より透明性の高い入札となるよう、指名競争入札における入札参加指名の在り方を再検討し、資本関係または人的関係のある者については、同一の入札へ複数の者を指名しないことといたし、この後の入札参加指名に適用することとしております。今後とも資本関係または人的関係のある者の同一入札への参加を制限する運用基準を厳正かつ的確に適用するとともに、入札に参加する事業者の状況を適時適切に把握し、入札のさらなる公正性と公平性の確保に努めてまいります。

次に、(2)、町は指名競争入札により町内事業者への優先的な受注機会の確保を図るとしているが、地元企業の定義について伺いたいについてお答えいたします。入札参加指名においては、本町を企業活動の基盤として、地域の雇用や降雨、降雪時の対応など地域の保全にご貢献いただいている事業者の皆様を町内事業者と位置づけ、本社、本店を富岡町に置く事業者を町内事業者と定義しております。町内事業者の皆様には、地域の守り手として、長年にわたり広範なご貢献をいただいております。町といたしましては、町内事業者の皆様を持続したご活躍が地域の雇用を守り、地域の活力を維持することにつながるとの観点から、工種や規模などを考慮した上で、できる限り町内事業者の受注機会の確保に努めながら、工事等を調達していく考えであります。

次に、2、最高裁の決定について。(1)、富岡町民も原告として参加している原発避難者訴訟において、最高裁は国の賠償基準（中間指針）を上回る東京電力の賠償責任を認め、上告を退ける決定をし、賠償額も確定したが、町はこの決定をどう捉え、今後どのように対処するのか伺いたいについてお答えいたします。原子力発電所事故に伴う国や東京電力の責任を問う集団民事訴訟は、全国で約30件争われており、このうち7件の訴訟で最高裁が上告を棄却し、高裁判決により国の指針を上回る東電の賠償責任が確定しました。一方、国の責任を求めた4者の集団訴訟では、結論が分かれており、初の統一判断が今月17日にも示される見込みであります。中間指針には、指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意されることが必要であると冒頭に明記されており、損害の類型化による早期の被害者救済が極めて重要であります。多くの被害者が損害を請求する方法として、東京電力への直接請求を選択したものの、東京電力が中間指針以上の賠償には応じないことから、町はこれまで原子力損害賠償紛争審査会の現地調査の際に、被害者の実態を訴えるなど、様々な機会を捉え、中間指針の改定を要望してまいりました。4月19日には、県、関係市町村、各種団体で構成される福島県原子力損害対策協議会が東京電力と経済産業省、文部科学省に緊急要望書を提出したところであり、文部科学省はこの要望に対応すべく4月27日に原子力損害賠償紛争審査会を開催し、判決が確定した損害賠償請求の集団訴訟を踏まえた今後の対応についてを議題として、個別の判決内容と現在の指針や東京電力のこれまでの賠償との比較、分析調査を開始し、今年の夏頃までに中間報告をまとめる方針が発表されました。町といたしましては、司法の判断が重なっていることを踏まえ、訴訟に参加されている町民だけでなく、被害を受けた全ての町民に波及させるべきと考え、最大規模である集団訴訟の福島生業訴訟担当弁護士と連絡を取り、訴訟内容と判決趣旨をご教示いただくなど、

情報の収集に努めているところであります。今後継続して開催される原子力損害賠償紛争審査会の検討経過を注視するとともに、町民の皆様の損害の回復につなげるため、県や近隣自治体と連携の上、国に中間指針の見直しを求めてまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） これからの質問、今の町長答弁と重複する部分ありますけれども、その辺はご了解ください。

本年度の入札参加資格申請において、入札の公平性を欠くおそれのある一定の資本関係または人的関係、いわゆる契約関係に該当する業者はどれだけありましたか、教えてください。先ほどは複数社という答弁でした。

○議長（高橋 実君） 副町長。

○副町長（高野 剛君） この基準に該当する事業者の数ということでございますが、調査の結果3社というところございました。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 町内には建設業者が何社あり、その格付について簡単に説明をお願いします。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） お答え申し上げます。

町内事業者として土木、舗装、それから建築工事その他もろもろございますが、まず土木工事のみをお答えさせていただいてよろしいでしょうか。土木工事につきましては、17社を町内事業者といたしまして、それぞれ経営審査事項、審査の評定点を客観点といたしまして、町の工事成績であったり、それから除雪等々のご協力の度合いであったりというところを加味して点数づけをし、その点数をもってA、B、Cというランクづけをして指名競争入札における指名をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 17社あって、A、B、Cに分かれているという答弁でした。その中Aランクには何社あり、その中で同じ親会社を持つ子会社は何社ありましたか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 毎年6月になりますが、前年度の状況を加味してランク分けを見直しております。6月以降につきましては、7社というような形でAランク事業者を設定しております。その中の先ほど申し上げました3社というのがそのランクの中に入っているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） その3社は、運用基準で言うところの資本関係ですか、人的関係ですか、それともその両方に該当しますか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） お答え申し上げます。

資本関係が3社、それからそのうちの人的関係というところについては、2社という形になります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ここで簡単に親子関係について説明させていただきます。

会社法によると、親会社は子会社の総株主の議決権の過半数を有し、経営を支配していると規定されています。富岡町において、Aクラスは7社うち3社が親会社を持つ子会社であるとただいま確認できました。このことを前提に質問を続けます。運用基準では、系列会社に該当する複数の者のした入札は、富岡町工事等競争入札心得第6条13号の規定に基づき無効とする。ただし、入札執行の完了に至るまでに、基準に該当する1社を除く全てが辞退した場合は、残る1社の入札は無効とならないものとする。

ここから質問に入ります。親会社を同じくする子会社が複数ある場合、1社のみの入札参加を認めるでよろしいでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） ご質問のとおりでございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） さらに、留意事項において、辞退する者は、決めるために当事者間で連絡を取ることは公正な入札の確保を規定する富岡町工事等競争入札心得第3条第2項に抵触するものではないが、系列関係にあるか否かを問わず、入札参加者間において、当該入札に関して相談を行うことは、富岡町工事等競争入札心得に即して、厳正に対応するとあります。ここで言う当事者間で連絡を取るということは、親会社も辞退の相談に入ってもよろしいということでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 当事者間ということにつきましては、例えば指名競争入札においては、指名された者同士ということになります。それから、一般競争入札等々においては、希望する方々が当事者になりますから、その場合については親会社も入る可能性があると考えています。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 系列関係にある企業は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札の辞退

ができます。このことは、ぎりぎりまで辞退の相談ができる制度になっており、本当に辞退の相談だけで、入札に関する話合いが行われなかったのか、町が定めた運用基準は、一部が現実的でなく疑問を感じますが、この点は町はどのように考えますか。

○議長（高橋 実君） 副町長。

○副町長（高野 剛君） お答えいたします。

親子関係にある会社につきましては、親会社が経営を支配しているということでありますので、子会社と一つのグループ会社とみなす必要があると考えております。親会社を同じくする複数の子会社が同一の入札に参加するということがないようにするために、国土交通省の通知等を参考に基準を作成しまして、周知をした上で入札を執行したというところであります。国土交通省の通知におきましても、留意事項といたしまして、入札参加希望者の関係が基準に該当する場合に、本通達を遵守する目的で辞退する者を決めるために、当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得の規定に抵触するものではないことに留意するものとする。なお、基準に該当するか否かを問わず、入札参加者間において、当該入札に関して相談を行うことは、上記の場合を除いて、従来どおり競争契約入札心得に即して、厳正に対応していくこととするとされております。当初におきまして、国や他の自治体の取扱いを参考にいたしまして、グループ会社において入札参加者が決定されるということは、公正な価格を害し、または不正な利益を得ることを目的とする談合等に当たらないものと整理したところであります。しかしながら、さきの臨時議会でのご意見、ご指摘を踏まえると、この整理に足らざるところがあったものと考えまして、同一の入札におきましては、グループ会社から1社のみを指名するとしたところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 私がこの件で一番疑問を抱いているのがこの留意事項なのです。やはり入札の完了ぎりぎりまで、親会社を中心として話合いをしてもいいと。その話合いが辞退に関係することに限るよと。でも、民間企業であれば当然利益を追求するのが民間企業ですから、入札についての話合いが行われたい、これ性善説で考えれば、もちろんやってならないことだから、やらなかったのだらうということは想定できますけれども、やれる環境にあることが私は問題であるということで、5月の臨時議会の議案に対して私は反対を述べさせてもらったのですが、やはり町もできれば国交省の通達で、全く同じ内容で町もつくっていますけれども、この部分をちょっと疑問あるなと私は捉えてもらいたかったのですが、今の副町長の答弁では、ここにやはり疑問を感じるでいいのですか。疑問を感じたから新たなものをつくるでいいのですか、それとも否決されたから新たなものをつくるのですか。その辺の考え方を整理してください。

○議長（高橋 実君） 副町長。

○副町長（高野 剛君） 今ほどのおたがしでございますけれども、国交省の状況とあと町の状況を

比較した場合に、町のほうがよりその濃密な関係者が少ないというところが問題かと思っております。国交省でありますと、対象となる業者数が非常に多いというところと町では関係者が少なくなるというところ、この点が同じではよくなかったところだろうと考えております。ですので、そうした議員おただしのこの入札に関して話をするような環境をつくらないということをより一歩進めるという形で、今後の入札指名の取扱いとしたところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 先ほど総務課長から、6月に入ってからAクラス7社ということだったのですが、私の記憶では4月の段階ではAクラス5社だったかなと思うのです。今の副町長の答弁も、国では分母が大きい、対象とする企業の数が大きいと。当初では、4月の入札の段階で、やはり5社中3社が親子関係にある、系列関係にあるということで、国とか県と比べ物にならないほどのパーセントで系列関係、一般的に言うとグループ企業ですか、そういったものに該当するということは分かっていたはずなのです。そういった中で、どうして入札を強行したかというか、こういう問題も起きるだろうということを想定すれば、議会にももっと相談してほしかったなと思うのですが、そういうふうな考えはなかったのですか。

○議長（高橋 実君） 副町長。

○副町長（高野 剛君） お答えいたします。

4月の状況、まず当時この制度を導入したという経緯からご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、本年の3月中旬に町内企業のこうした業務提携につきまして、町議から情報が寄せられたというところがスタートでございます。それから、町発注工事の入札における取扱いについて検討を始めたところですが、その後国土交通省ですとか、福島県あとはほかの自治体における取組等について情報収集を行いまして、庁内で検討を重ねたところ、この親子関係にある会社が同一の入札に参加するということは、入札の適正さが阻害されているという懸念が生じる可能性があるという結論に至ったところであります。これを防ぐために、資本関係または人的関係のある者の同一入札への参加を制限する必要があるという結論に至ったところでございます。こうした懸念が生じないように、直近の4月に実施する入札から基準を適用することとしたところでありますが、指名通知と同時に、この制度について周知すると、これは急いで適用する必要があったというところで、このような制度にしたところでありますが、同時に周知すると。もう一つ、この基準につきまして、当該情報があった事業者だけでなく、その他の企業においてもそうした状況がないかということ进行调查するため、公平に適用するため、町内事業者から申告書を提出いただいて、その内容を審査した上で入札を執行したというところでございます。こうした取組を行った上で、入札を執行したところでありますけれども、この途中で親子関係のところでは話をするのではないかとこのところの整理が足らざるところがあったと考えたところでありまして、今後の入札におきましては、グループ会社から1社のみ指名とすると

いう運用に改めたというところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 分かりました。かなり短い期間に、新しい運用基準を国、県のアドバイスをもらいながら、駆け足でつくってきたというところがあるということは、私も承知しておりますので、ただその中身を精査するというか、見たときには、やはりその辞退をぎりぎりまでお話しができるというところが、もうちょっとこれはどうなのかなという疑問があって、このような質問に至ったわけなのですが、それで先ほどから副町長の答弁の中にもう答えは出ていますけれども、あらかじめ指名委員会が系列関係企業の中から入札に参加する企業を1社決めておけば、辞退のため当事者間で連絡を取る必要がなくなり、談合の未然防止につながると思いますので、あらかじめ1社で決めるということによろしいのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 副町長。

○副町長（高野 剛君） 議員のおただしのとおり、1社をあらかじめといいますか、こちらにつきましては、案件に応じて一定の基準をもって選定するというところでございます。談合はやってはいけないというところは当然のことですけれども、そうしたことが起きないように環境を整える、そうした状況ができないようにするというのも我々の取組としては非常に重要と考えてございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 町は、公正な入札の確保のため、現内容を改正した新たな運用基準を作成していると伺っておりますが、その新しい運用基準の内容を話せる部分で結構ですから、お話しください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 運用基準を改めたというよりは、指名の考え方を見直したというところでご理解をいただきたいと思います。その上でお答えをいたします。

指名基準に照らしまして、資本関係または人的関係のある複数の者を同一の入札に指名が可能である場合においては、工事種別ごとの経営規模等評価結果通知書の総合評定値が高い者を指名することを基本とするをいたしました。なお、同一時期に複数の建設工事の入札がある場合においては、地域性や過去の実績またその時期における手持ち工事の状況など、総合的なバランスを考慮し、入札参加指名される者を決定するとしたというところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 他町の指名競争入札において、入札参加者名を漏らし、職員が逮捕される事件が発生しております。本町においては、外部からの入札関係職員に対する不当な働きかけ、口利き

行為が発生しにくくする入札契約手続とすること、万が一これらの行為があった場合の記録、報告、公表の制度を導入すべきと申し上げ、次の質問に移ります。

(2)の質問に移ります。町は、にぎわいを取り戻すため、帰還、移住定住を促進し、各種の支援策を行っておりますが、帰還を望む商工業者の一番の悩みは、売上げが戻り、生活ができるようになることです。できるだけ地元企業に優先発注するために、次の点に留意してほしいと考えます。1つ、富岡町内に本社、本店、支社、支店、営業所があること。1つ、事務所には代表者を置き、契約に関する全ての権限が与えられているか、またネットワークが軽く、役場からの相談事に迅速に対応する体制になっているか。1つ、在庫を置かない、賃貸アパートに転送電話を置いているような形式的な事務所になっていないか。これらを実態調査し、チェックリストの作成により点数化し、上位数社を指名すべきと思うが、町の考えを教えてください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 指名競争入札においての指名についてでございますが、基本は町長答弁でありましたように、町内に本社、本店を置く事業者を町内事業者とみなしまして、ランク分けによって指名を行っているというところは、ご理解いただきたいと思っております。その上で、今そういうご提言というものがございましたが、我々そのとおりのような考え方で今進めておりまして、例えばどうしても指名が可能である事業者が町内事業者として少ないとなれば、町内に支店、営業所等々を置く事業者についても、町内事業者に準ずる方ということで指名する場合がありますけれども、その際には今議員がおっしゃっていただいたようなことを調査しながら、実態を確認しながら指名の検討をするといったところをしておりますので、ご了解、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 原発事故後、富岡町内に事務所を設け、商工会に加入し、地元業者を主張される方が増えてきていると承知しておりますが、事故以前の業者へ何らかの優遇をすることにより、育成するという考えはございますか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 当然町内事業者、固定ということではございません。そう考えておりまして、それぞれ町内でご活躍をいただきつつ、その実績を踏まえて、町内事業者という形になっていただければ、それはそれでありがたいことだと思っております。特別何か町からそういう事業者に対して育成目的、それから育てるという目的で、今のところ行動を起こしているといったことはございません。必要があれば、そういう行動も起こすことはあるだろうと思っておりますが、今のところそういう行動は起こしていないというのが実態でございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 特別何かを起こしているわけではないという答弁なのですが、やはり私も気になっているのが商工業者の東電賠償の件なのですけれども、被害が続く限りという東電社長の答弁がありますけれども、避難先に行った商工業者が地元に戻って商売をやるためには、売上げがやはり一番大切なことだと思うのです。しかし、富岡には原発事故の後に事業所がいっぱいできて、商工会に入って、私らも地元の企業ですという企業が増えてきています。これでは帰還がなかなかできないもともとの業者が増えてくると思うのですが、その人たちに何か町も先ほど申し上げたフットワークだったり、相談に乗れるとか、いろいろな点でアパートの一室を借りた事務所ではなくて、ちゃんと自分の土地で事務所を出すと、そういったところで点数増を図ることによって、入札参加できるようにしたり、そういうことが私は優遇策につながるのかなと思うのですが、できるだけ震災前の業者が帰還できる環境を整えるべきだと思うのですが、この答弁は商売の経験もある町長からもらえればありがたいです。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 私も商売をしておりまして、今帰還しましたが、まるっきり本当に商売成り立たないということで、廃業しております。そういう意味では、今議員おっしゃったように、いろんな優遇策今後検討できるかどうか、考えていきたいと思っております。できれば私も商工会関係もやっていたことから、震災前にいた商工会関係、会員、それから業者については、できるだけ富岡町内に戻ってきていただいて、商売をしていただきたいと考えていますので、本当に議員のおっしゃるような何かいい方法がないか、今後検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 町長の後で大変申し訳ございませんが、私お答えを取り違えているかもしれないので、誤解があるかもしれません。先ほどのご質問については、震災後町外事業者の方々が町内に進出され、それを町内事業者となるように育成すべきではないかのご質問を取り違えたようでございます。それは陳謝申し上げたいと思っております。町内事業者の方々がなかなか町内で事業がままならないという状況においては、我々も例えば物品等々の購入については、その状態にある方々からも購入すべく見積りを徴収いたしたり、入札ということになれば指名を差し上げて参加いただいているといったところでございます。この対応は、当面続けていくということになりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 町長からの前向きな答弁ありがとうございました。

それともう一点、これはお願いの質問なのですが、原発事故前にあった事業所において、名称とか、代表者が替わっても、事業を継承していれば、地元企業とすべきと思うのですが、例えば父親の代には漢字の商店だったけれども、息子の代になって横文字になったとか、やはり父から子へ世代が代わ

ったとか、ただ事業は全く同じ事業をされているとか、そういった商店、商工業者があれば、やはり地元企業としてポイントを与えるべきだと思うのですが、その辺はどのように考えますか。

○議長（高橋 実君） 副町長。

○副町長（高野 剛君） ただいまのおたただしですけれども、事業承継についてというところでありますが、この富岡町に戻ってきてくださる事業者を応援するということは、当然のことと認識しております。事業承継で息子が後を継いだですとか、屋号が替わったなんていう、そういったものでありましても、もともと富岡にあったお店、事業所が戻ってくるということは、非常に喜ばしいことでありまして、こちらについてはもともとの業者が戻ってくるということと何ら変わるところがないというところで、ぜひ後押しをしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） それでは、1を終わりますして、2の（1）の質問に移ります。

本年3月2日最高裁の裁定が出された後の町の行動については、おおむね町長答弁において理解できましたが、この問題で最も大切なことは、裁定の内容が原告のみにとどまらず、被災者全体に波及させることでもあります。そのためには国の責任が認められ、中間指針の改定を強く要望することです。そこで質問いたします。原告団に参加した富岡町民約60名の方は、原告のみの救済されればよいという考え方は取っておらず、裁判に参加していない多くの住民も同等の賠償がなされるべきであると地域住民の被害を代表立証により供述した結果の裁定であります。町長は、この原告となった町民の活動をどう受け止めているか、お聞かせください。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 本当に原告の皆様大変ご苦勞なされて、このような結果になったのだろうと認識しております。我々もその原告の皆様方にも後押しをするというか、いろんな情報を収集しまして、一緒になってやっていきたい、中間指針の見直しを求めていると考えています。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 明日6月17日最高裁から国の責任について判断が示されます。中間指針の見直しに発展すれば、今後の賠償の在り方が大きく変わるものと思われませんが、万が一国の責任が認められなかったとしても、東京電力の責任はどの裁判においても確定しておりますので、町は今後も中間指針を超える追加賠償の実施について、強く求めるべきと思います。これは、明日の結果が悪く出ても、やはり言い続けるということを町はその考えがあるかについての再質問です。お願いします。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 町としましても、強く求めていると思っております。あとは、町単独でも求めていくつもりではありますが、そのほかに近隣自治体、それから被災を受けている自治体と一緒に行動を共にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） 今回の裁判が7件のうちの4件が明日その判断が出るということで、その判断がもし国の責任が問われれば、政治的責任が出るということでございますけれども、議員が言われたように、国の責任あるなしにかかわらず、東京電力の責任は全ての裁判の中で認められるということでございます。実際に裁判で認められたとしても、原告だけが受けるということに対しては、これまで町は一貫して、原賠審の指針を見直してほしいと訴えてきたところでありますので、これまでの裁判の中で現地を見ていただいたことによって、裁判が大きく流れが変わったという認識はございますが、町が訴えてきました指針を見直す行為につきましては、今後も引き続き一生懸命努力していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 大変心強い答弁ありがとうございます。

これをもちまして私の一般質問を終了いたします。お疲れさまでした。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君の一般質問を以上で終わります。

10時半まで暫時休議します。

休 議 （午前10時15分）

---

再 開 （午前10時29分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

続いて、2番、佐藤教宏君の登壇を許します。

2番、佐藤教宏君。

〔2番（佐藤教宏君）登壇〕

○2番（佐藤教宏君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして大きく分けて2点ほど質問させていただきます。

大きい1番、移住定住人口増加に向けた子育て支援についてでございます。（1）、閣議決定されているまち・ひと・しごと創生総合戦略において、人口減少の緩和策として、結婚、出産、子育てしやすい環境の整備ということを基本目標の一つとしておりますが、町としましても、子育て世帯が安心して住むことができる環境をつくるのが移住定住を促進し、人口増加へと導く重要な案件であると考えております。町はどのようなビジョンを持って、子育て支援策を実施し、どのような成果が出ているのかを伺いたいと思います。

（2）、令和6年度に放課後児童クラブの施設が建設され、開所する予定ですが、人口増加が見込める子育て支援施策の一つであると考えております。建設するに当たり、子供たちの安全とライフサイクルコストを考慮した上で、華美な施設とすることなく、事業内容を充実させることに検討時間と予算をかけていただきたいと思いますと考えておりますが、町の考えを伺いたいと思います。

大きい2番、特定復興再生拠点区域外の展望についてでございます。(1)、特定復興再生拠点区域外である小良ヶ浜地区及び深谷地区の今後について、町としてはどのような構想を描いているのか、伺いたいと思います。

以上、大きく2点答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長(高橋 実君) 2番、佐藤教宏君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

[町長(山本育男君)登壇]

○町長(山本育男君) 2番、佐藤教宏議員の一般質問については、1の(2)について教育長からの回答とし、1の(1)及び2については私からお答えをいたします。

答弁の中につきましては、まず最初に、私から1の(1)及び2について、次に教育長から1の(2)についてお答えいたします。

1、移住定住人口増加に向けた子育て支援について。(1)、閣議決定されているまち・ひと・しごと創生総合戦略において、人口減少の緩和策として、結婚、出産、子育てしやすい環境の整備ということの基本目標の一つとしているが、町としても子育て世帯が安心して住むことができる環境をつくるのが移住定住を促進し、人口増加へと導く重要な案件であると考えている。町はどのようなビジョンを持って、子育て支援策を実施し、どのような成果が出ているのか、伺いたいについてお答えいたします。結婚、出産、子育てしやすい環境の整備については、復興に向け、移住定住政策を進める本町にとっても大変有効であり、極めて重要な施策と考えるところであります。本町では、子育てに係る経済的負担を軽減するため、町内で居住する子育て世帯の方を対象に、定住化促進対策として、奨励金を交付するほか、富岡小中学校とこども園では、教育の無償化を実践するとともに、特色ある教育活動を行ってまいりました。また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指し、保健師によるきめ細かな相談、助言などを行う体制の構築、地域交流館における子供たちの楽しい遊びと親同士の情報交換の場の提供などを行ってきたところであります。これらの取組の成果として、学校及びこども園の再開時と現在を比較しますと、児童生徒数は17名から56名に、園児数は7名から54名と着実に増加しており、引き続き重点的に取り組んでいく必要があるものと考えております。今後とも子供たちの教育環境のさらなる充実を図るとともに、子育て世帯が安心して暮らせる魅力的な町づくりを進め、移住定住の促進に積極的に取り組んでまいります。

次に、2、特定復興再生拠点区域外の展望について。(1)、特定復興再生拠点区域外である小良ヶ浜地区及び深谷地区の今後について、町としてはどのような構想を描いているのか、伺いたいについてお答えいたします。特定復興再生拠点区域外への帰還、居住に向けた避難指示解除につきましては、昨年8月に原子力災害対策本部復興推進会議より、2020年代をかけて帰還を希望する全ての住民の方々が帰還できるよう、避難指示解除を進めていくとして、帰還する住民の生活環境の向上や自治体復興の観点から、除染やインフラ整備、立入り制限の緩和等を十分に協議しながら、必要な対応を行う

との基本方針を示しております。私は、帰還困難区域の再生なくして、真の復興なしの信念の下、当該区域での全てを除染し、早期の避難指示解除を強く求めるとともに、これまで政府が示してきた特定復興再生拠点区域の範囲拡大、土地活用方針の提示、帰還希望者の意向確認の3点について、速やかに具体化を図っていくべきであると考えております。町といたしましては、まずは帰還を希望する皆様が安心して居住できる環境整備を先行的に進めることが避難指示解除に向けて大きな一歩を踏み出せるものと考えており、加えて当該地区における広大かつ平坦な土地について、ものづくりや研究開発をはじめ、実証事業や大規模農業などの有益な活用を目指す将来ビジョンを地域の皆様とともに前に進めてまいりたいと考えております。このため、様々なご意見を伺う意見交換会を今月下旬、県内の3会場で開催いたし、今後における国との本格的な協議に臨んでまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 教育長。

〔教育長（岩崎秀一君）登壇〕

○教育長（岩崎秀一君） では次に、(2)、令和6年度に放課後児童クラブの施設が建設され開所する予定だが、人口増加が見込める子育て支援施策の一つであるとする。建設するに当たり、子供たちの安全とライフサイクルコストを考慮した上で、華美な施設とすることなく、事業内容を充実させることに検討時間と予算をかけていただきたいと考えるが、町の考えはについてお答えいたします。

放課後児童クラブにつきましては、保護者の学童保育を求める声に早期に答えていくために、令和4年3月の春休みから旧富岡第二小学校体育館で事業を開始したところであります。一方で、放課後児童クラブの所在地が富岡小学校から離れており、子供自身での通いができないという課題を解決するとともに、子供へのきめ細やかな支援を行っていく上で、学校とより緊密に連携していくため、令和6年春を目標に、新たな放課後児童クラブ施設を旧富岡幼稚園跡地に建設することといたしました。整備に当たっては、認定こども園の園児と富岡小学校児童の保護者に加え、放課後児童クラブ運営事業者等を委員に迎えた放課後児童クラブ施設検討委員会を開催し、子供の健やかな育ちと子育てを支える施設に必要な機能などについて、今年の4月から計3回の検討を重ねてまいりました。検討委員の皆様からは、室内外の安全面を考慮して、外で思い切り遊べることや自然と触れ合えること、自主的に学習ができることなど、様々なご意見をいただきましたので、これらを参考にし、子供が安心して過ごし、多様な経験ができる居場所の確保や自助、共助の心を育むことなどを基本方針とした富岡町放課後児童クラブ施設設備構想を策定いたしました。この構想を踏まえ、多様な利用を想定し、適切な管理運営ができる施設とするため、柔軟な発想で設計事業者から提案をいただき、整備を進めてまいります。

また、運営の在り方については、運営中の放課後児童クラブにおける課題も含め、随時検討委員の方々にご意見を伺いながら、よりよいものとなるよう調整を図ってまいります。全ての子供が放課後等を安全、安心な居場所で、多様な体験や活動を行うことができるよう、建設や運営のコストを考慮

しながら、保護者の要望や子供のニーズを的確に捉え、子供たちの健やかな成長につながる事業を展開してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 答弁のほどありがとうございました。子育て支援につきましては、経済的負担の軽減ということで、これからも実施していただけると、様々な事業を検討していただけるということで安心いたしました。

まず大きな1番、移住定住人口増加に向けた子育て支援について再質問させていただきます。（1）につきまして、町はどのようなビジョンを持って子育て支援策を実施し、どのような成果が出ているのか伺いましたが、全国的に出生率が低下しておりまして、社会問題となっておりますが、富岡町は既に原子力事故による避難で、町内に居住している方が少なく、危機的状況に陥っているところがございます。これから先、富岡町の存続を考えたときに重要になるのは、我々の子孫たちが富岡町を発展させ続けることで、そういったところを重点に施策をしていただくことが大事であると考えことから、さらなる子育て支援の充実を図りまして、子育て世帯の避難先からの帰還や町外からの移住を目指すことで、人口増加の要因となるのではないかと、そういった思いから質問させていただきました。

子育て支援を充実させるために、出産しやすく、子育てしやすく、暮らしやすい、そういった町づくりが必要だと思っております。こういった施策は、各課連携をしなければ実現できないものと考えております。例えばほかの自治体で実施されている子育て世帯、新婚世帯限定の住宅の提供や家賃補助、そういったものであったり、移住した方が新築したり、住宅を購入したときは、3年間固定資産税相当額を奨励金として交付したり、さらには移住者の子育て世帯を限定とした定住促進戸建住宅事業というものがあるのですが、この事業につきましては、20年以上町が建設した住宅に住み続ければ、土地建物が無償譲渡されるという事業ですが、このような様々な事業を実施されている自治体もございます。町が大きくて立派な交流施設を建設しまして収益を得ることをよしとされず、数十年にわたり毎年多額の維持管理費を支出するよりも、少ないコストで移住定住を促進することができ、子育てをしている世帯の人口の増加が期待できると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） まず、ご質問の中で多岐には及んでおりますが、住宅というところがキーワードのメインになっておりましたので、その観点からお答えをさせていただきたいと思っております。

特に子育て世帯についてはというか、移住初期における多様な方々への住宅の提供につきましては、移住潜在者が移住を検討する際の非常に重要なファクターと認識しておりまして、このことを住宅の

提供ということにつきましては、低廉で良好な公営住宅の提供が基本となるものだろうと考えているところでございます。しかしながら、現在の災害公営住宅を含めた公営住宅の入居状況やそれから震災前にストックされていた多くの公営住宅が解体された現状を踏まえれば、ご提言があったように多角的な施策が必要と考えるところで、移住に向けた住宅提供施策につきましては、公営住宅の整備にこだわらず、町有地の有効活用を含めて幅広く検討してまいらなければならないと考えるところでございます。加えて、様々こういう事業というようなご質問の中にありましたが、様々例えば家賃助成の話であったり、それから国においての様々な制度であったりというところも含めて、幅広く考えていかなければならないと認識しています。

なお、ご質問の中で触れられましたように、新たな施設の建設整備というところにつきましては、このことが後年度において健全財政の支障とならないように、維持管理等々発生しますから、支障とならないように計画の段階において費用対効果をしっかりと検証するなどして、慎重を期してまいるといような態度で臨んでおりますので、この点をご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 子育てという観点からでございますが、子育て支援策です。一部町長答弁にもございましたけれども、まずはこども園、学校での支援、これが大きいところかと思っております。さらに、幼児期からということであれば、こども園で行っている子育て支援センターというものもございますし、もう一つ、これは健康づくり課所管になりますけれども、子育て世代包括支援センターなどというものもあり、こちらは実際のお子様に限らず、親御さんの悩みとか、こちらでの暮らしについて、親同士が語り合う場、それから保健師なども加えて、健康相談なども行っております。そういったソフト面の支援策は、今後も充実していこうというようなところでやっているところでございます。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） 健康づくり課からは、ただいまの福祉課長からもありました子育て世代包括支援センターの件についてお答えいたします。

このセンターにつきましては、保健師等の専門職が配置されることが要件とされておまして、健康づくり課が窓口となっておりますが、対応におきましては福祉課、それから教育委員会、こども園と関連する各課と連携をしながら、相談等があった場合については、問題を共有しまして、対応に当たることをしております。また、あわせまして訪問、相談等につきましては、随時行っておりまして、これについては、母子手帳の交付から健診と妊産婦の状況も把握をしておりますので、そういった点についても、きめ細かく対応するようにしております。また、あわせまして健康づくり課におきましては、放射線健康管理も対応をしておりますが、子育て世代、妊婦等を対象といたしました車座集会なども開催をいたしまして、放射線に対する不安の解消なども併せて行いながら、妊婦同士のつなが

りであったりとか、そういったところも保てるような施策も行っているところであります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（猪狩直恵君） 認定こども園に開所しております富岡町子育て支援センターであります。新たに移住してこられた子育て世帯の方々が孤立化による育児ストレスを招かないよう、乳幼児のいる親子の交流を深める場として開所しているものであります。こちらは、地域のつながりの希薄化や核家族化が進行する中で、育児相談や情報交換の場を提供していくことで、子育て世帯の方々に対する心強い支援となっているものと考えており、昨年度は実績として延べ303組のご家族が利用されている施設であります。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 私からは、移住定住促進という形で答弁させていただきます。ですので、子育て世帯という形で限定するわけではないということでご了解いただきたいと思います。

まず、国の交付金を活用いたしまして、戸建て住宅への定着ということを狙い、家賃低廉化、それからDIY型という形で支援をさせていただき制度設計を現在詰めている最中で、まだ固まっていなく大変申し訳ない部分がありますが、その分を最大限活用して、こちらの子育て世帯の支援という形にもつながっていけばと考えてございます。加えて、議員ご提案のとおり20年以上という長いスパン、長い目で見て移住定住を進めていこうということは、非常に大事な視点でございます。総務課長答弁の中に、幅広に考えていくということもあります。他自治体の活性化交付金等を活用した、あるいはその自治体独自のオリジナル政策としても検討している部分について、情報交換させていただきまして、他自治体においては、その自治体のルールというものがありますけれども、例えば40歳以下だとかという部分もありますし、今ほど挙げられた長期にわたるという部分もありますし、様々工夫をこらしている部分がございます。その点も様々研究しながら、移住促進に進めていければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 定住促進であったり、子育て支援であったり、いろいろと答弁していただきまして、ありがとうございます。様々考えていただいているということで、安心しているところでございます。

今回いろいろ子育て支援施策を出してほしいということを申し上げてきましたが、富岡町の子育て支援につきましては、福島県内の自治体を見ましても、充実しているとは思っているところでございます。しかしながら、富岡町の子育て支援が充実していることが皆さんに伝わっていないのではないかと、そう思っているところでございます。先ほど示させていただいた自治体につきましては、子育て支援日本一を目指すと、そういったことを大々的に示しておりまして、ホームページを開きますと、

移住定住や子育て支援に関する画面が大きく表示されます。その自治体として力を入れていることが分かる状況になっています。その画面は、子育て世帯などに向けた移住定住促進サイトにリンクしておりまして、そのサイトは何が無料で、幾らの助成金が出るのかとか、そういったものが一目で理解でき、分かりやすい言葉で支援策が書いてあります。家族構成を基にしたモデルケースも掲載されたりしておりますので、子育て支援で移住先を模索している、そういった方々には1ページで全て網羅された分かりやすいホームページになっております。富岡町にも移住ポータルサイトございますが、町のホームページの下にありまして、ちょっと分かりにくい、リンク用のボタンも小さくて、ほかの関連団体と交ざっていることから、あまり知られていないのではないかなと、そう思っております。ポータルサイト自体もまだまだ情報が少ないことから、寂しくちょっと感じますし、令和4年度重点事業として、町も移住定住への取組を強化していくとしておりますので、ぜひ様々な自治体や企業が手がけておりますそういったホームページや広報の手法を検証していただきまして、より多くの移住定住に関する情報をまず全国の方々に知っていただくような、町の子育て支援施策が十分に伝わるような周知活動をしていただきたいと思いますが、何か対策など検討されていれば教えてください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 令和2年度に開設しました富岡町移住定住ポータルサイト「とみおかくらし」でございますが、こちらは子育て支援策を始めまして、富岡で暮らす方々の談話、それから行政の取組に限ることなく、支援団体の活動、それからこれから富岡町で暮らしていこうという家族、ファミリーのドキュメントなどを掲載するなど、こちらのページを見ていただくような様々な工夫は取っております。改めて、その掲載事項を見れば、今ほど答弁がありました学校教育の支援だったり、地域交流館等の情報については、町のホームページに掲載しており、とみおかくらしのホームページにはちょっと載せていないという部分は、これの取組が一元的に発信していないというところは見つけられたといいますか、反省すべきだなということがあって、改善する余地があると考えてございます。現行のホームページに対する議員のご意見、ご指摘については、重く受け止めさせていただきます。システム改修が伴う掲載の仕方、アピールの仕方という部分は研究を進めてまいりたいと思います。また、今できる取組としては何かと考えれば、現行の移住定住情報のうち、どの情報にアクセスしているか、どの時間帯なのかなどというのも分析、検証して行って、皆さんが求める情報というものを手厚く網羅しながら、それをアピールしていきたいと、そういう部分が今すぐでもできることだと思っておりますので、こちらの点については速やかに取りかかりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。速やかに対応していただけるということで、大変心強く思っております。できることからやっていただいて、一元的に情報が見られる、そういった体制というか、そういったホームページであったり広報、そういったものに力を注いでいただきたいなと

思っております。

今回例えで出させていただいた自治体、こちらにつきましては子育て支援日本一を目指すと公言しているからこそ、私例えで出しました。先ほど企画課長からもありましたように、40歳以下とか、子育て世帯ではないと駄目だとか、子供がいないと駄目だというような、そういった前提の下、子育て世帯に限定した支援事業ができているのかと思っております。そういったことを子育て支援日本一を目指すと、そういったことが公言されているからこそ、そういった限定した支援策ができると思っておりますので、町もこの自治体のような強い思いを持って、子育て支援事業を進めていただきたいと思いますと思っております。

先ほども答弁にありましたが、富岡町子育て世代包括支援センターにつきましては、妊娠、出産、子育てと不安に思われる方々の重要な窓口だと思っております。子育て支援、富岡町と検索すればすぐに支援センターがヒットするような情報発信にも力を入れていただきたいと思いますと思っております。ありがとうございました。

続きまして、(2)、令和6年度開所予定の放課後児童クラブの新しい施設建設などについて伺いました。既に富岡町では、答弁にもありましたが、二小の体育館を利用しまして、放課後児童クラブ実施しておりますが、放課後児童クラブは安心して共働き世帯などが小学生を預けることができる子育て支援を兼ね備え、次代を担う人材を育成する学習の場であると認識しており、非常に重要な施策だと思っております。そのような中、放課後児童クラブ専用の施設を建設するというところで、いやが上にも期待しているところでございます。今回は、移住定住促進に関係してくる子育て支援事業という観点で質問をさせていただきました。国が示した放課後子ども総合プランにおきまして、小1の壁を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後など安全、安心に過ごし、多様な体験活動を行うこととしておりますが、現在の富岡町は速やかに放課後児童クラブを開始しましたことで、小1の壁を打破できております。低学年の子供の居場所ができたことで、共働きの方や独り親の方も安心して仕事ができる環境にあります。

そこで、放課後児童クラブのもう一つの目的であります次代を担う人材育成につきまして、現在どのような学習をされているのか、お聞かせください。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（猪狩直恵君） 次世代を担う人材の育成で、現在どのような学習をされているのかについてであります。児童クラブの開所が3月の春休みからということもありまして、支援員の先生との信頼関係の構築や子供たちを参加させた児童クラブ内のルールづくりを最優先に取り組んでまいりましたが、子供たちも児童クラブの環境に大分慣れてきましたので、5月からはサッカー教室、6月には工作教室などを実施しており、この後は季節の行事、料理教室、科学実験教室等の子供の好奇心や意欲を喚起する事業が予定されております。教育委員会としましては、子供の自主性や社会性などの向上を図ることが人材育成の基本になることと考えておりますので、自分に自信をつけるため、

興味、関心、やる気を伸ばすことや集団生活の中での自分以外の人を受け入れながら行動するという大切な基本の部分が大前提に、運営業者、学校と連携しながら、子供たちの可能性を引き出す事業を展開していきたいと今は考えております。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。ぜひ子供たちが自主的に、ただ自主的に重きを置くことによって、ほったらかしのような感じにはならないように注意した上で事業計画を立てていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

今回新しい施設ができることで、さらなる事業の発展が期待されるころだと思っておりますが、今回建設される放課後児童クラブの施設につきましては、公募型のプロポーザルで実施設計がされることですが、教育委員会として、富岡町の子供たちにはどのような学習が必要で、どのような施設環境が必要なのか、具体的なビジョンをつくり上げた上で、参加企業の企画提案を審査してほしいですし、開所時期も決まっているところですが、教育委員会のビジョンに対応できない業者につきましては、選定すべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（猪狩直恵君） 子供たちに必要な学習や施設環境についてであります。町内で学校を再開してから4年が経過しましたが、現在は地域の相互扶助機能が追いついておらず、核家族化や共働き家庭、独り親家庭の増加などで、子供たちの育つ環境が大きく変化しております。子供の居場所が学校と家庭以外になかったことから、この放課後児童クラブ施設が初めての地域社会における居場所となりましたので、基本的な生活に関することを行い、遊びを通して成功や失敗の経験を積み重ねながら、人間関係づくりを学び、生きる力をつけられる学習が必要と考えております。そして、子供自身で生活や遊びを自発的、自主的に考え、行動できる力を伸ばせる環境が重要とも考えておりますので、子供の求めをしっかりと捉えながら実施できる施設づくりをしてまいりたいと考えております。

また、業者の選定であります。公募型のプロポーザルで実施設計の技術提案を求めていますので、現在策定しております富岡町放課後児童クラブ施設整備構想をしっかりと見極めた設計内容で選定していきたいと考えております。

○議長（高橋 実君） 副町長。

○副町長（高野 剛君） 補足というほどでもありませんけれども、ふさわしくない業者については、入れるべきでないというおただだったと思いますけれども、こちらについては、この公募型のプロポということで、企画提案についてはしっかりと審査を行った上で、子供たちの成長にとってよりよいご提案をいただける事業者を選定してまいりたいと考えております。教育委員会と一緒に、そうした子供の育ちということを全庁一丸となって考えてまいりたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。ふさわしくない業者を最初から排除していただきたいというのはあれなのですけれども、ただ教育委員会の思惑に合った柔軟に対応できるような業者にぜひ当たっていただきたいなというところなので、最初の審査の段階でそういったところを審査していただいて、柔軟に対応できるのか、そういったところも含めてプロポーザルの選定をしていただけたらなと思っているところでございます。ありがとうございます。

皆さんの税金で公共施設を建設するという事は、限りある税金をもって何十年も管理しなければならないことから、かなり慎重に検討されなければならないと思います。教育委員会の具体的な内容を示してもらえれば、恐らく業者選定の基本になってくると思いますので、そういった具体的なビジョン、そういったものをつくり上げていただいて、無駄のない教育委員会の思惑に合った施設になることを引き続き議論を深めていただいて、よいものを造っていただきたいと思っております。

それから、私が今回事業内容を充実させることに検討時間と予算をかけていただきたいと申し上げたのは、今ほど申し上げた教育委員会が具体的なビジョンを示し、この施設を設計するための基本になるということ、そういったことが1つ。もう一つは、子育て世帯や出産などを控えている世帯は、どうしても教育費の問題が頭をよぎりますので、どれだけ費用がかからず自分の子供に多くの教育を与えられるか、そういったところを重要視しているのではないかと考えたから、今回そういった事業の内容の充実、そういったものに時間と予算をかけていただきたいということを申し上げました。

富岡町は、放課後児童クラブの参加費用は、おやつ代や保険料などの実費以外は保護者から徴収せずに運営されているかと思っております。富岡町に住むからこそそのサービスだと思っております。費用がかからないことに加えて、さらに事業内容を充実させることができれば、移住定住の促進につながると思いますし、町の大きな特徴になると思っております。例えばですが、ある自治体の放課後児童クラブや民間学童におきましては、追加料金を出してもらって、英会話やプログラミング、そういったものの教室を開催しているところもございます。富岡町に追加料金なしで、子供たちがこれから生きていくための知識や技術を習得できる教室がある、そんな放課後児童クラブがあれば、子供の将来を考えた親御さんが富岡町を移住先の候補に入れてくれる可能性が高くなるのではないかと考えております。先ほどサッカー教室とか、料理教室、そういったのも重要だと思っておりますので、さらにプログラミングだったり、英会話、そういった本当にこれから子供たちが生きていくために必要な教室、そういったものも含めて、さらなる向上を目指していただきたいなと思っております。こういったものは、給付型で一時的な支援ではなくて、富岡町に住んでいる限り毎年受け続けることができるサービスです。このような教室開催のための講師の派遣やパソコンの設置、図書の購入など、しっかりと予算を使っていただきまして、中身の充実を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（猪狩直恵君） 教室開催に関する予算措置や事業の充実であります。富岡町の未

来を担う子供たちのための事業でありますので、教育委員会としましては、しっかりとした魅力ある事業になるよう、これからも検討してまいりたいと思います。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 教育委員会として、放課後児童クラブ、民間学童の施設であったり、事業内容であったり、そういったものを調査とか、検索などをされたのか、教えてください。もしされた場合は、どのような成果があったか、教えてください。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（猪狩直恵君） 他の自治体の活動内容の調査を教育委員会としましては、浪江町、広野町、いわき市、そして須賀川市を見学しております。先行事例や比較的近年に整備された施設を見学させていただきました。施設の設置場所や遊具の有無、そして各地域の課題を確認するとともに、子供たちが主体的に活動している様子などを見させていただきました。施設全てに共通していたことは、子供たちが安全、安心に過ごせる環境づくりを最も大事にしているということでしたので、本町におきましても、子供たちのニーズを的確に把握しながら、施設整備を進める重要性を再認識してきたところであります。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。やはり建物もそうなのですが、内容が伴ってくると、その内容がよければもしかすると親御さんたちはこの移住定住促進、そういったものにつながるのかと思います。基本は子供のことを一番先に考えるのが1番なのですが、富岡町なかなか特殊な状況に置かれておりますので、町づくりも含めて、ぜひ考えていただきたいと。子育て支援、そういった部分も含めて、今後事業を展開していただきたいなと思っております。

給付金など目当てで、富岡町に移住定住していただくのではなくて、安心して子育てができ、子供たちの成長につながるからと富岡町を選んだのだよと言ってもらえるような施策、そういったものを引き続き検討していただきたいと思っております。ひいては既に居住している子供たちや親御さんのためにもなりますので、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、大きな2番、特定復興再生拠点区域外の展望についてお伺いさせていただきます。令和5年度には、特定復興拠点の避難指示解除が予定されています。つつみ公園や夜の森公園、町営住宅等も整備され、富岡町の新たな希望が持てる地区になっていくのだろうと思っております。そのような中、拠点区域外の小良ヶ浜地区、深谷地区、こちらにつきましては外縁除染こそ決まったものの、明るい未来、希望も持ていない状況がこれからも続くことから、今回質問させていただきました。今回復興拠点が解除になりますと、やはり拠点外の解除が見通せない小良ヶ浜、深谷地区の方々におかれましては、不公平感が強くなるのではないかと懸念しているところでございます。

まず、1つ目が原子力損害賠償です。帰還困難区域は、中間指針におきまして、精神的賠償で一括賠償、そして長期帰還不能の慰謝料としまして、追加で賠償金をいただいているところでございます。

帰還困難区域の一部区域の解除に伴い、帰還が可能な区域と引き続き先の見えない避難状況が続く区域との格差が発生してしまいます。同じ賠償額で帰還できるところとできないところができるということは、地域の分断につながるのではないかと懸念があります。そして、もう一つが小良ヶ浜、深谷地区の皆さんは、引き続き帰還困難区域内の何もすることのできない土地、建物、田畑などの固定資産を管理し続けなければならないということです。ローンを払い続けている人もいますし、これ以上荒廃しないように、草刈りや住宅の管理をしている人もいます。ローンなど負債の負担と維持管理費などにかかる費用の負担しか生まない負の資産となっております。子供や孫にこんなものを残して死ねないとおっしゃられた方もいらっしゃいました。負の資産として、いつになるか分からない避難指示解除まで、この問題を放置しておくことは小良ヶ浜と深谷地区の住民を苦しめ続ける、そういった原因となるのではないかと懸念しております。

まず、1つ目の原子力損害賠償の件につきまして、町の見解を伺わせていただきます。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） 帰還困難区域に関する賠償につきましては、議員がおっしゃられたとおり、震災月から平成29年5月末までの精神的損害賠償に加えまして、平成25年12月に策定されました中間指針の第四次追補の中で、避難指示の長期化に係る損害についてに基づく長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活断念を余儀なくされた精神的苦痛に対する一括賠償が行われております。賠償の指針の中で、紛争審査会におきましては、帰還困難区域に居住されていた住民の精神的損害の内容を被害者が生活再建を図るためには見通しのつかない避難指示の解除に依存しない賠償が必要と考えたことから、最終的に帰還するか否かを問わず、精神的苦痛等を一括して賠償するとしました。また、最終的に帰還するか否かを問わないため、将来にわたって帰還するかどうかを一括賠償の前提とはしていないという状況でございます。この賠償の指針から考えますと、内容は大変厳しいと考えられますが、しかし原発事故により、様々な局面で分断が生じた事実がございます。また、分断による精神的苦痛は住民を苦しめる原因であると考えれば、賠償担当といたしましては、このような分断が生じることを原賠審の損害調査などにおいて、現状を訴えてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今ほど賠償の件という形でございますので、どのように国に求めていくかという部分かと思っております。まさに、先ほどの一般質問で安藤議員からご質問ありましたが、その中間指針の見直しというのが大きなところだと思っております。今般出たことに併せまして、町もその中間指針の見直しというのは、これまでもある機会を通じて申し上げているところでございますが、今後改めてその点については詰めていきたいと、要望してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 副町長。

○副町長（高野 剛君） 少し補足をさせていただきたいと思えます。

まず、賠償の関係というところで、この賠償については、個別の事情ということもございませぬけれども、大きな方向性といまして、議員からご指摘いただきましたいつになるのか分からない解除までお待たせするということが適当ではないということは、非常にそのとおりであると感じております。ですので、去年の8月に政府からこの拠点外の解除方針というものが出されたところでありますけれども、この方針について早期に具体化を図っていくということが町にとって目指すところでございます。この早期に具体化を図ることによって、先の見通しをできるだけ早くつけるということを国に対して申し上げていきたいと思っておりますので、今後の地区の皆様との意見交換会等の場におきまして、皆様の声をしっかりと受け止めて、その声を国にお届けしていくと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） なかなか厳しい状況というのは、認識しております。しかしながら、長期帰還不能の追加賠償を示されたときの当時の文部科学大臣によりますと、賠償は打切りではないと。今後もその時点の状況を踏まえ、状況を見ながら考えていきたい。復興状況に応じて、追加で支払いを検討する考えを示したといった報道もされていますので、一縷の望みかもしれませんが、ぜひ国との交渉そういったもの、原賠審との交渉そういったものを続けていただきたいなと思っておりますのでございます。

続きまして、2つ目の固定資産管理の負担について、町の見解をお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 改めて、帰還困難区域の皆様におかれましては、長期間にわたってご負担をかけていることに大変申し訳なく思っております。特定復興再生拠点区域においては、令和5年春頃の避難指示解除ということを鋭意進めている、確実に取っていかうということを進めております。また、そこに隣接する小良ヶ浜地区、深谷地区においても、早期の避難指示解除を実現するためにはという観点から、たとえその段階的な取組だとしても、しっかりと前に進んでいくということを進めていき、必ず全地域を避難指示解除するのだという、そういう意気込みで国との協議を並行して進めているところでございます。地域の皆さんが懸念されているその家屋等への対応等については、これまでも早期除染、解体等について、国に求めているところでありますが、ちょっと反省すべき点は、やはり感情的な部分が多かったのかなと思っております。10年以上過ぎるとなると、担当者も大きく変わっていることもあり、その震災ということを経験していない方々もいらっしゃるとはちょっと肌で感じるようになりました。となると、ちょっと切り口といえますか、要望の仕方というものを変化をつけなければいけないと考えまして、納得のいく切り口、論破できるというのがよろしいかと思っておりますが、そういう切り口で要望内容等は変わらずも、その手法を変えているという形で、町は独自に要望しているところでございます。あわせて、その要望した中の変化球と申し上げましたが、論理的に言えばその隣接する地区ということを挙げて、かなわなかったその交付金活用をしながら、その土

地活用の調査というものを実施することができました。広大かつ平坦な優良農地の有益な活用については、検討を進めているところでありまして、今月末に開催いたします小良ヶ浜地区、それから深谷地区の皆さんとの意見交換の機会を、改めて広くご意見をいただきながら、面的なその避難指示解除に向けて、町としても鋭意取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。私としましては、ぜひ避難指示の早期解除、土地の有効活用について話を進めていただきたい、力強く国と交渉していただきたいと思っているところですが、それだけではなく、10年以上帰還困難区域内の資産を管理し続けており、これからもどれだけその状態が続くか分からない、そういった小良ヶ浜地区と深谷地区の皆さんの費用の負担であったり、心身の負担を軽減させる施策、そういったものをつくり上げていただいて、そちらについても何か国に強く要望していただきたいなと思っているところです。私も以前内閣府の方に、これらの運用できないこれらの固定資産について、国が借り上げたり、買い上げたり、そういった制度を検討してほしいと申し上げました。そういったことで、少しでも管理する負担であったり、地元に戻れない心の負担というのは解消されないかもしれませんが、少しでも費用負担の解消であったり、そういったものを私も内閣府の方にちょっと話したことがございます。小良ヶ浜、深谷地区の皆さんがこれからも避難状況が続くとしても、早期帰還が実現されなくても、これからまた費用負担、心身の負担、そういった軽減できる施策をぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 （午前11時24分）

---

再 開 （午前11時24分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

町長。

○町長（山本育男君） 今議員からのご指摘あったとおりです。来月関係省庁に要望に行つてまいりますので、強く国、関係省庁、国はじめ関係の方々には強く要望して、一日でも早く避難指示解除を目指していきたいと思っていますので、ご理解お願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 今月末に意見交換会等もございますので、そういったところで小良ヶ浜地区、深谷地区の方々の心の声を聞いていただいて、町長におかれましては、そういったところを国に要望していただければと思っております。ありがとうございます。

最後に改めまして、富岡町の子育て支援は、子育て世帯奨励金や保育料の無償化、就学費援助に18歳までの医療費助成など様々ありますが、さらなる充実を図っていただき、これをどのように全国の皆さんに知っていただけるかが腕の見せどころだと思っております。放課後児童クラブの内容の充実と

併せまして、富岡町の次代を担う人たちの人口を増やしていただき、そういった事業を今後検討していただき、実行に移していただきたいと思います。

また、復興再生拠点区域外につきましても、小良ヶ浜、深谷地区の町民の方々の負担や不安を少しでも解消していただきますよう、最後お願いいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君の一般質問を以上で終わります。

暫時休議します。

休 議 （午前11時27分）

---

再 開 （午前11時36分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

続いて、6番、遠藤一善君の登壇を許します。

6番、遠藤一善君。

〔6番（遠藤一善君）登壇〕

○6番（遠藤一善君） ただいま議長から発言の許可を得ましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、1番、特定復興再生拠点区域のアクションプランについてであります。町では、特定復興再生拠点を定めるに当たり、令和2年3月に夜の森地域、具体的には大菅の川田地区、夜の森の北、南、新夜ノ森であります。それぞれの地区の再生を目指して、令和10年度を目標とした復興再生計画アクションプランを作成しております。令和5年春に避難指示の解除が迫った今、計画実現に向けた3本の柱の実施工程を示していただきたい。

次に、(2)番、生活環境の再生に向け、喫緊の課題である次の政策はどのように進めるのか。これは、アクションプランの中にそれぞれある部分であります。①、買物環境の具体的整備計画は、②、災害に備えた町づくりの具体的施策は、③、新たなにぎわいづくりの具体的取組はということで、避難指示解除になって、準備宿泊が始まっているわけですが、やはり生活環境の充実がこれから必要になってくるということで、喫緊に進めなければいけないところの具体的な日程をきちっと聞きたいということです。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 6番、遠藤一善議員のご質問にお答えいたします。

1、特定復興再生拠点区域のアクションプランについて。(1)、町では令和2年3月に夜の森地域の再生を目指し、令和10年度を目標とした復興再生計画アクションプランを策定しています。令和5

年春に避難指示解除が迫った今、計画実現に向けた3本の柱の実施工程を示していただきたいについてお答えします。町は、かつてのように自然豊かに、人々が朗らかに生活できる地域として再生するには、地域に関わる皆様の暮らしと地域に希望と元気を与えるにぎわいを重ね合わせ、何事にも健やかに暮らせる地域づくりが必要と考え、暮らし、にぎわい、健康を当該地域の再生発展を支える3本の柱といたし、富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画アクションプランに、それらに関わる施設整備等を取りまとめたところです。計画策定後における復興の進捗として、暮らしの再生においては、防犯活動の拠点として、夜の森駐在所の活用が本年1月から始まったほか、来春の入居開始を目標とする町営住宅新田団地の整備を進めております。新たなにぎわいづくりにおいては、夜の森公園の復旧工事への着手や桜を活かした検討委員会による計画的な植樹に向けた協議、検討を進めております。健康づくりにおいては、健康づくりを牽引し、当該地域の復興のシンボルとなる健康増進施設については、新型コロナウイルス感染症による影響や将来的な財政負担を考慮しながら、その在り方を慎重に検討するとともに、多くの方々に夜の森地区を中心とする拠点区域内に呼び込む施策と併せた事業展開の検討を進めております。町といたしましては、アクションプランに掲げた一つ一つの事業を着実にスピード感を持って進めていくとともに、今年度においては、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けて、遺漏のないよう取り組んでまいります。

次に、(2)、生活環境の再生に向け喫緊の課題である次の政策はどのように進めるのか。①、買物環境の具体的整備計画は、②、災害に備えた町づくりの具体的施策は、③、新たなにぎわいづくりの具体的な取組はについてお答えいたします。買物環境や災害に備えた町づくり、新たなにぎわいづくりについては、人々が集い、暮らしで求められる需要を高めることによって、一つ一つの課題が解決できるものと考えており、当該地域を含む町内全体においても重要なことと認識しております。その上で、特定復興再生拠点区域における買物環境の整備に当たっては、町内全域にわたる交通弱者等への買物支援として事業展開しております移動販売を事業者の多大なご協力の下、先行的に取り組む考えであり、地域のニーズに応え、その後における事業再開や新たな店舗の誘致にはずみをつけたいと考えております。災害に備えた町づくりとしては、町内3か所に設置した防災備蓄倉庫の適切な運営に加え、有事に備え、カーボンニュートラルにも資する個人の住宅用太陽光発電等の導入に向けた補助制度の設計を進めております。新たなにぎわいづくりとしては、2万人を超える方々にご来場していただいた桜まつり2022を皮切りに、桜並木を活用したイルミネーションの実施や民間事業者との連携による各種プロジェクトの継続的な推進など、地域資源を有効に活用した事業について、地域に関わる皆様との協働による企画運営を進めたいと考えております。町といたしましては、地域の皆様が安心して暮らせる環境を整えるとともに、これらの取組を有機的に結びつけることによって、地域事業の幅が広がり、事業再開や新たな店舗の誘致、交流関係人口から移住定住促進へと強力で推し進められるものと考えております。今後も様々なご意見等を伺いながら、避難指示解除の実現と並行して検討を進めてまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋 実君） では、午後1時まで休議します。

休 議 （午前11時45分）

---

再 開 （午後 零時56分）

○議長（高橋 実君） ちょっと早いですけれども、再開いたします。

再質問に入ります。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） まず、(1)の3本柱の実施工程であります。先ほど町長の答弁でも、大枠の説明はあったわけですが、若干アクションプランの中の最後の17ページの全体工程表の中のところでお聞きしたいと思います。

まず、一番大きいところで健康増進施設の検討に入っているということで、コロナの状況とか、その後のいろいろな面、トータルのバランスということで、検討を進めるということなのですが、最初の計画ですと、令和5年度から使用開始ということになっているのですが、これは当然検討を進めているので、ここに間に合わないということをはっきりしているわけですが、今後検討をいつ頃までにして、どういうスケジュールで進めていくのかをちょっとお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

健康増進施設につきましては、昨年9月の定例会の一般質問でも答弁いたしましたとおり、また今議員からもございましたとおり、コロナの状況等々踏まえまして、検討が今のところを検討し直すということでお話をしているところでございます。しかしながら、当該健康増進施設につきましては、答弁の中にもありましたとおり、当該地域の復興のシンボルという意味合いもございますので、このまま座してコロナの収束を待つということではなく、整備が可能となった段階で速やかに整備に着手できるよう検討を進める必要があると考えております。検討の方向性につきましては、様々ございますが、例えば現在の整備計画でありますと、フルスペックで様々な機能を持った施設を造るという計画をつくっておりますが、この基本計画を踏まえつつもタイミング、タイミングで必要な機能ごとに段階的に施設を整備する手法やまた基本計画で検討されておりましたDBOなど、施設整備の中で民間活力を有効に活用する方法など、ライフサイクルコストの総体的に低減化できるような方法も含めまして、検討しなければならないと考えているところであります。

加えまして、次のご質問で町長答弁にもありましたとおり、施設整備までの間に展開されます様々な施策、こちらの継続性、発展性なども検討を進める上では欠かせないファクターであると考えているところでございます。このような考え方の下、今後まずは庁内で協議を進める予定でございまして、現段階でいつ頃に整備を開始し、いつ頃開館をするというところまでのスケジュール感は、具体的なものはできておりませんが、時期を捉えまして皆様にご相談をしながら、検討を進めていきたいと考

えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 適宜ということなのですけれども、やはり避難指示が解除になりました。バリケードも外れました。バリケードを外れた状態で、今年の桜まつりの人出の状況を考えていけば、やはり夜の森地区の持っているポテンシャルは、相当高いものだと感じています。その中で、やはり大きな土地が更地のままになって、置いておけばまた草が生えてくる。草が生えてくればまたいろんなことをしなければいけないということで、段階を追って考えていくという考え方は正しいかと思えます。必ずしも最初に大きなものを造るのではなくて、きちっと増殖していけるような形で考えるという、最終形はこれだけでも、今はこうというのもこれも整備の一つだと思います。ただ、いかにせん解除に向けているのに、何の話もなく立ち消えになったのか、もう何もしないのか、もう夜の森地区は見捨てられているのか、何も無いままにいくのかというような意見もちょっと夜の森の人からも出ています。それを考えると、やはりある程度今年度、来年度に向けて、どういうスケジュール感で進めていくのかということは、きちっと示して、それに向けてやっていくということが必要だと思うのです。なので、まずこの大きなアクションプランは、今プランです。これから現実にもう実施に向かっているわけですけれども、実施の中で当然プランが変わっていくのは、その時々で状況がどうかわることなので、やっぱりきちっと目標を定めて動き出さないと進まないと思うのですけれども、その辺の大枠の目標というのは、今年度から来年度にかけて、その後、その次、解除になって1年ぐらいの間に、どういうふうな形で進めていこうとしているのか、その辺はやっぱりきちっと示していただきたいのですけれども。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ありがとうございます。繰り返しになりますが、現段階でこれから様々な状況を踏まえまして、どういったものが適切なのかというところを踏まえて検討していく状況でございまして、具体的なところをお示しできないというところは、大変心苦しいところでございます。議員のおっしゃられることもっともだと思いますので、早い段階で町民の方にも具体的なお話ができるように、またこういったものを整備していきたいというお話ができるように、庁内での検討を含めまして、進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 繰り返しの答弁で、何回やっても同じことなのかもしれないのですけれども、やはり計画というのは、目標と目的があってやっていく。コロナのこともある。ウィズコロナでこれからいろんなことがあろうかと思えます。もしかすると国際教育研究拠点がどこになるのかとかいうのも考えているのかもしれないのですけれども、富岡町全体で考えていったときに、やはり持続可能なことを考えていくときには、そういう外的なイレギュラーなものに左右されないで、富岡町民がきちっとここに住んで、新たな町民ということも含めてですけれども、そういう人たちがここで住環境を

整えていくというところに何が必要なのかというところで、町はここにこういう健康増進施設だけではないこの拠点の施設を考えていたわけで、それを外部のイレギュラーな要因ではない中で進めていって、今必要なものは何なのかということ、今進められることは何なのかということをはっきりと明確に皆さんの気持ちの中でできていないと、なかなか進められないと思うのですけれども、そういう外的要因なしに何をしたいのかというような形というのは、全体の中での旧リフレの跡地というのは、どうお考えになっていますか。

○議長（高橋 実君） 竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） 夜の森のことを心配していただきまして、特定復興再生拠点の解除に向け、やはり町民の方々戻る方そちらを心配した場合には、町長答弁にもありましたように、買物環境、当面は巡回という移動販売というのがありますが、そういうところも含め、リフレ増進センターは先ほどお話しさせていただきましたように、まずは夜の森地区のシンボルというところもございませう。順番を追ってというところで考えていきますと、まずは何が必要なのか、まずそこから答弁同じくなりますが、庁内で検討させていただいて、一日も早くそちらを整備できる体制をコロナ禍ではありますが、そういう中でもできるところからやっていけるような計画を再構築するという形で、最終目標は今までの健康増進というのが最終目標だと思っておりますが、まずはやれるところから一つ一つ考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） アクションプランの中で、健康増進施設と書いてあるから、必ずしも健康増進施設にこだわるわけではなくて、当面夜の森のところが一番必要なのは、交流の拠点です。当然何か物事を造ればそこに人が来るので、それに付随したものというのがいろいろあろうかと思っております。やはり交流の拠点として整備するというのがこの中にいろんな機能を詰め込んだところだと思っております。それが一遍に造られないのであれば、まず交流の拠点として、どの機能が必要なのか、何が必要なのか、そういうことも早急に組み直しをしなければいけないと思うのですけれども、その辺に関して、ある程度の方向性を組み直すという考えはあるのですか。

○議長（高橋 実君） 竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） 先ほどお話しさせていただきましたように、議員と同じく健康増進施設ということでありましたが、その中では当然買物環境だったり、スポーツだったり、そういう交流の場というのが大きな目標になったと思っております。そういうことを考えまして、まずは健康増進、温泉ということもございましたが、やれるところからまずは議員がおっしゃるように、今必要なものを整備していかなければいけないというところを考えているところでございます。まず、それを庁内でもんで、早急にまずは計画をお示しできるように頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 今議員ご指摘のところ、私の考えとしては、交流施設プラス温泉施設、それから直売所と、この3点を最初に何とか造っていきたいと考えています。ただ、今世界的な状況とか情勢とか見て、調達コストもかかるのかなんていうことも考えながら、それから規模、どの程度の規模がいいのか、その辺も含めてちょっと検討させていただきたいと考えています。

それから、予定的には健康増進もあるのですが、そのほかに例えば娯楽的な要素とか、そういったことも含めて、あの土地の利用を考えていきたいと思っていますので、それから期間的には、庁内でまとまったものが出来上がればすぐに議会とも相談しまして、なるべく早く進めていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 前向きな答弁ありがとうございます。ぜひともできれば避難指示解除になる前に、我々というか、夜の森地区に住みたいと思っている人たちが将来どうなるのかということも分かった上で、避難指示解除になって本当の戻れるという状態にさせていただきたいと思います。

アンケートの中を皆さん頭の中に入っていると思うのですがけれども、白黒ではなくて、やはり検討しているという人がいます。行政区の区割りを見ると、必ずしも全体の割合が富岡、今解除されているところだけに帰るか帰らないかを悩んでいるということではないので、当然夜の森地区にもあそこに住んでいた人たちが戻ってくれるということになれば、それ相応の人数が確保されるということになってきますので、ぜひともその辺は先々の判断の一つにさせていただきたいなと思いますので、ぜひとも早い時期に検討を進めていただいて、議会にも提示していただけると非常にありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、同じく全体工程の中で、事業再開のところをちょっとお聞かせください。町長答弁の中にも、民間事業の再開に向けてというような話もあったのですがけれども、具体的にやはり10年、11年、手つかずだったところで、事業再開するというのは非常に難しい状態になっているわけですがけれども、現実的に県の事業再開の補助金は、庁内で考えると分断が出てしまうのですがけれども、富岡とか浪江も含め、双葉、大熊の2町、それ以外のところも含めて、帰還困難区域の中の事業再開には、今までと違うプラスアルファの条件を出してきています。そこまでしないとなかなか難しいという判断だと思うのですがけれども、当町はまだ同じような状況で進んでいるのですがけれども、そこら辺を少し改善をして、少しでも特定復興の中で事業を再開してもらえ事業者を探していくという考えはございませんでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

現在当町の補助金につきましては、事業再開補助金ということで350万円、あとは新たに町外から来た方についても同じく350万円ということでやっております。今議員からお話がありましたが、県につきましては、拠点区域内につきましては、補助対象額の限度額が3,000万円、拠点以外について

は1,000万円ということで差を設けたことで、拠点内への呼び込みをしているところでございます。町といたしましても、昨年度から商工会と協力しまして、町外への説明会やらせていただきまして、約15社程度ですが、町内で商売をしてみたいという方が集まっていただきました。そこで、当面はこの350万円、同額になりますが、差をつけないで県のものを利用していただいて、拠点内への事業者の呼び込みをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 差をつけるのが必ずしもいいことではないことは、承知しておりますが、現実問題として、避難指示解除になったこちら側の今の現状を見ても、なかなか新築で建物を建てないと事業ができないという状況が続いています。やはり新築で物を建てるというのは、非常にハードルが高いというのは、造ることのハードルではなくて、ここで新築をして長く商売ができるのかという見極めのハードルが高い状態になっています。今特定復興再生拠点の中は、まだ解体が全て終わっていない状態ですので、ある程度店舗併用住居とか、そういうものが残っているものもあります。でも、やはり富岡側解除になったところで、そういう居抜き物件とか、そういう中古物件で商売したいのだけれどもという話があるのは、町も承知しているかと思うのですけれども、そういう人たちに少しでもプラスというか、富岡を選ぶ選択をしてもらうためにも、そういうところにある程度何か支援策が必要になってくるのではないかなと思うのですけれども、その辺に関して、同じ状態でいくということなのですから、何かプラスアルファが必要になってきている時期に来ているのではないかなと思うのですけれども、その辺の認識はどうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） ご提案ありがとうございます。確かに町外での説明会等におきましても、やはり新たに商売を始める方については、初期投資を抑えるということで、やはり中古物件を探している、テナントがないのかというようなご質問をたくさんいただいております。そういうところで、拠点区域への新たな補助ということでございますが、そこについてはいろいろと事業者からご意見を聞いて、検討させていただければと思っております。繰り返しの答弁になりますけれども、まずは県で拠点への誘導ということで、補助限度額を増額しておりますので、こちらをPRしながら、町内への呼び込みをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 金銭的な支援ばかりになってしまったのですけれども、金銭的な支援だけではなくて、補助ができる条件がある程度緩和になっていくとか、いろんなこちらの補助金とこちらの補助金使ったらこれは使えないとか、いろいろあろうかと思うのですけれども、ある程度富岡独自にそういう事業再開の中古の物件を探している人に対して、少し条件緩和をするというのも、支援策の

一つだと思えるのですけれども、ぜひともそういうところもちょっと検討していただきたいのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） ありがとうございます。確かに不動産、物件が少ないというところで、町としましては、町内の不動産業者から情報をいただきながら、こちらに興味を持っている方の紹介をさせていただいております。こちらにつきまして、今議員からご質問いただいた内容につきまして、庁内でどのような支援ができるのか、検討はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ぜひとも検討をお願いいたします。

それから、この大きな工程表の中で、町長の答弁にもちょっと触れられなかったのですけれども、夜の森のつつみ公園が一応スケジュール的には令和5年度着手というような形で考えられているのですけれども、この辺の進捗状況についてはどうなっていますでしょうか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） お答えいたします。

夜の森つつみ公園につきましては、アクションプランに基づき、自然を感じながら楽しむ運動公園として、四季折々の花や緑を眺めながら、ランニングやウォーキングができるコース整備を想定して、令和5年度に整備内容等の検討、令和6年度に整備を実施、令和7年度の使用開始を現時点では予定しております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） そうしますと、都市整備課では令和5年度の着手というのは、計画と方向性の着手もここから始めると考えているということなののでしょうか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） 現時点ではあれですけれども、都市整備課としましては、着手となっておりますが、令和5年度に整備内容等を検討したいと。そして、令和6年度に整備を実施して、令和7年度の使用開始をしたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） そうすると、夜の森つつみ公園は、アクションプランにはプランとしてこういう方向性とは書いてあるのですけれども、それを具体的にどう進めていくかという検討は、まだされていないという、それを検討するのが令和5年度の着手というスケジュール感ということで、申し訳ないけれども、再度よろしいでしょうか。

○議長（高橋 実君） 竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） 今都市整備課長からありましたように、令和5年からということに計画はなっておりますが、コンセプト、どのような形で進めていくのか、議会からもいろいろご意見ありまして、ランニングコース等々そういうのを踏まえて、今の現状、あとまだ若干線量の高い等もございますので、フォローアップを含めて、そういうところをどのように対応していくのかというのを今年からもう既に始まっております。最終的には、実際のその計画というのは、5年になるかもしれませんが、その風致公園としての使い方、あとはどのようにして帰ってきた町民とか、新しくなる町民に使っていただいたら喜ばれるのか、そういうのを含めて、まずは方向性をそのまま直すのか、あとは周遊するランニングコースを考える、そういうのを今始めているところでございます。そういうコンセプトの下に、実際の計画を始めるのが次年度という形で考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ありがとうございます。やはりこれもどうなるのか分からないままだと、非常に不安がありますので、ぜひともコンセプトができましたら、出来上がった段階で議会にもきちっと説明していただければと思います。大きな（1）は、これで質問を終了させていただいて、（2）に移らせていただきます。

（2）は、生活環境の再生ということで、具体的なところでちょっとお聞きします。まず、最初の①の買物環境なのですが、買物環境はアクションプランの6ページのところに、歩いていける便利な暮らし、買物環境ということで出ています。これは、食料品や日用品を地域内で買物ができる環境を整備しますということで出ております。その下にもふれあい市場などを検討しますということで出ておりますけれども、このところで今町長の答弁では、移動販売とかを考えている。その中で新たな店舗も次のステップとしてということなのですが、移動販売というのは、便利なようで便利ではないということで、あくまでも仮の手段だと思っております。それは、今それで進めるのはいいのですが、具体的にやっぱり買物環境、歩いていける買物環境というのは、どう整備しようとしているのか、公共で進めていくのか、民間の新たな店舗を考えていくのか、その辺どう考えているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 町長答弁の中では、まず移動販売ということで、現在町内で実施しております事業者の協力を得まして、拠点地域についても広げていきたいと考えております。また、移動販売だけでは不十分であるということで、今年4月からはデマンドバス1台増やしまして、2台体制で実施しております。今のところ準備宿泊ということですので、拠点内の方の利用というのはあまりないのですが、こちらについては継続していきたいと考えております。最終的には先ほども出ましたが、健康増進施設のところの再検討というのがありますので、そういうところで、直売所とか、

そういうものが検討されてくるものと考えております。当面の間は、移動販売をやりながら、あとはデマンドバスでさくらモールの利用について周知をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今令和4年度は、当然準備宿泊ですので、そういう状態でもいいかと思えます。令和5年度春に避難指示解除を予定しながら、今町も進めていると思うのですけれども、避難指示解除になれば、もう普通に住める状態になるというわけで、今（1）のところの全体の大きなスケジュールの中で、課長から答弁のあったこのときには健康増進施設として書いてあるので、健康増進施設としますけれども、そのスケジュールはまだ決まっています。決まっていない以上、少なくとも令和5年春の避難指示解除のときにそれができるといえることはないと思うのです。その間もずっと移動販売とデマンドバスだけに頼った状態で、この特定復興再生拠点の中を進めていくのかという考えでよろしくないと思うのですけれども、そうお考えなのですか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

来年春頃の避難指示解除を目指しておる地域でございます。先ほどの答弁ですが、移動販売とデマンドバスを利用してという答弁をさせていただきました。その中で、先ほども説明をさせていただきましたが、各種補助金等いろいろありますので、そういうところをPRしながら、できるだけ民間の事業者をあの地区に誘導していくというようなことで、町全庁挙げて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 一番最初に、先ほど6ページの話をしましたけれども、6ページの一番最初に、歩いていける便利な暮らしというのがあって、多分このアクションプランをつくるときに考えた大きなのは、やはり暮らしの再生という中で、当然そこがなければデマンドバスやら移動販売やら、そういうことがあろうと思うのですけれども、それだけでは駄目で、やはり快適な暮らしのためには、便利な暮らしというのは、歩いていける範囲にある程度のものであるということを多分町も皆さんも考えて、こういう言葉を出したのだと思うのです。ということは、やはりこの具体的整備計画に向けて、歩いていける便利な暮らしに向けて、どう取りあえず今していかなければいけないかということを考えていかなければいけないと思うのですけれども、歩いていけるというところに向けては、今後どのように、今いろいろ各種補助金をとりましたけれども、それだけではなくて、便利な暮らし、歩いていけるということを考えていくときに、買物環境はどう進めていこうと考えていますか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

まず、避難指示解除後、理想といいますか、考えとしましては、まずは各種補助金を使って、あの場で働いていただける企業を誘致する。さらには、拠点区域内に住んでいただける方を増やしていくというところで、そういうところを総合的に実施していく中で、民間等の商業施設というものについても徐々に誘致が可能になってくると考えております。ですから、そちらにつきましては、まずは働く方、事業者が増えてくる、あそこに住む方が増えてくる、そういうところについて重点的に取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 当然そういう進め方もあろうかと思うのですけれども、やはり必ずしも全て公共で造ってということではないのですけれども、やはり人が少ないところで、もうずっと富岡の場合は鶏が先なのか卵が先なのかの話が出ていますけれども、やはりある程度整備していくためには、先行して町が造っていました。でも、さくらモールと同じようなことを夜の森でする必要はやはりないと私も考えておまして、そこで次のステップとして考えるのは、やはり民間をうまく利用することだと思っております。ただ、やはり民間に全てお願いするだけではなくて、そこを真剣に町と民間で最終的にうまくやっつけていける方法を考えていくというのが当面必要かなと思います。どうしても公的資金はそこにつぎ込まないと先行的なにぎわいはできないと思いますので、ぜひともその辺は考えて検討していただきたいと思っております。これで①の買物環境は終了いたします。

次に、②の災害に備えた町づくりのところなのですけれども、12ページになります。災害に備えた町づくりということで、想定外も想定内に生活に安心をとということで、太陽光発電と蓄電池、給水と充電ステーションの整備、災害に備えた環境づくりということで、防災対策や啓発、あとは防災備蓄倉庫や避難訓練ということで出ているのですけれども、この辺については具体的に何か決まっている計画はありますでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） まず、生活環境課から備蓄食料についてお話しさせていただきます。

過去の日本国内におきまして、大きな災害で避難所を利用された方の割合から想定いたしまして、現在のところの帰町目標最大値の5,000人の約30%分を備蓄食料として計画しております。すなわち1,500人分の備蓄食料を準備しようという計画に基づきまして、現在備蓄の作業に入っております。町内の帰町者の方2,000人を超えましたので、その30%以上、600人分を現在確保しております。先ほど議員のお話にもありましたように、備蓄倉庫におきまして、その600人分を保管しておりますが、拠点倉庫に約400、北部と南部にそれぞれ約100人ずつの備蓄食料等を保管している状態でございます。備蓄食料といいましても、食料だけではなくて、水、毛布、簡易ベッド等、避難生活に必要なものを備蓄している状況でございます。避難計画に基づきまして、避難訓練等ですが、職員、それから今年は県や広域で行う防災訓練に参加するなどございますので、そちら抱き合わせて消防団込み

で訓練を参加してまいりたいと考えてございます。現在消防団員も少ない状況でございますが、少ない状況なりに効率的な避難誘導活動ができるよう、日々協議しているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 12ページに記載している中身で、太陽光発電と蓄電設備を備えた住宅の推奨について、まず答弁させていただきたいとおります。

こちらについては、今年度、令和4年度から太陽光住宅に載せる太陽光発電の補助というものを再スタートしたところでありまして、現在ちょっと遅れておりますが、制度設計を進めております。とはいえ、既に県及び国で事業が進んでいる取組でありまして、この特定拠点の中にはないのですが、近隣のところからこちらを活用したいということで、今相談を受けているという事例もございます。この広がりをもって、この災害が強いという形に備えたという部分で進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、給水、充電ステーションの整備等の検討でございますが、真っすぐ答えればまだ検討の段階だというのが実情であります。給水というのは、非常に大事な部分もありまして、前回の全員協議会でも水道企業団が答弁させていただいた部分もありまして、それを含めながらまたこれを検討しなければいけない、あるいは充電ステーションは、町内でさくらモールの前に1か所ございますが、これらもこれから普及していこうとEV自動車関係を求めていくのであればと考えてございます。この充電ステーションのいいところ、悪いところありますが、1番が充電するのに時間がかかるという部分がございます。三、四十分かかる部分をどうやって潰すかという部分も含めながら、こちらは考えていかなければいけないなと思っております。まだ検討段階で申し訳ありませんが、随時それを進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 検討段階ということですのでけれども、まず太陽光は今いろいろ進めているということなものですけれども、いつ頃からこれ始められるようになるのか。それと住宅用なので、住宅というのは通常だと住んでいるところをいうわけですのでけれども、住んでいる住宅に限っての太陽光の補助になるのか、その辺はどういうふうなのか、時期、いつから始めるのかとその辺の条件をちょっとお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まず、補助スタートの時期でございますが、こちらは8月頃をちょっと目安に今頑張って制度設計をしているところでございます。間もなく制度が整いつつあるという状況でございます。加えて、住宅用に限るかというご質問でございますが、まさにその移住という部分も含めておりますので、定住する戸建ての住宅と考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ありがとうございます。ぜひとも議会にもきちっとどういう方向で進めていってどういう形にするのか。皆さんも考えているほうと我々住んでいる側で若干そごがあったするといけないので、そういうことも事前に話をさせていただければと思います。

それから、充電ステーションに関しては、今出たような話があるかと思うのですけれども、実際に災害があったときに、携帯電話の簡単な充電とか、そういうことも避難施設でいろいろあったと思うのですけれども、今基本は町内は何かあったら学びの森に集まってくださいとなっているのですけれども、一時避難として備蓄倉庫に物が蓄えられているのは分かったのですけれども、通常だと最初にどこかここ集まれるところがあると非常に安心感があるのですけれども、夜の森というか、特定復興の中では、最初に何か町民が集まれるようなところとか、そういうポイント、ポイントになるようなものは、防災計画上どうしていく計画なのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） 拠点内での避難場所と捉えます。避難場所につきましては、先ほど都市整備課長も話しましたが、夜の森公園も整備いたしますので、トイレもでございます。そちらも避難場所にカウントしたいと考えております。なお、建物につきましては、現在は使用不可能ですが、今後夜の森南行政区の集会所、それから今年度新築を予定しております3分団2班の消防屯所、その辺りを避難場所としても想定してございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ありがとうございます。集会所とか、消防屯所というのはあるかと思うのですけれども、ここで太陽光発電もあるので、長い停電を経験をしていますので、できたら今は蓄電池で、これはゼロカーボンにもつながるわけですが、蓄電池とかがきちっと整備されていて、そういうので一時的にいろんな生活のものの充電ができたりとか、そういうような施策も考えていただくと非常にありがたいのですが、今整備するものに対して、急にプラスアルファということではないのですけれども、町として防災に対する意識として、そういう拠点をこちらの避難指示解除になっているところも含めてなのですが、そういうような防災の考え方も必要かと思っておりますので、ぜひともそういうところも考えていただければと思います。災害は、我々が一番長い時間の災害を経験していますので、その経験を十分に生かしたこれからの富岡町の防災の考え方を持って災害に備えた町づくりを進めていただければと思います。2番目はこれで終了いたします。

次、3番目なのですが、新たなにぎわいづくりということで出てきたのですが、桜まつりとか、ライトアップ、イルミネーション、いろいろ出てきているのですが、アクションプランの7ページに新たなにぎわいづくりということで、大きく書いてあるのですが、この下の

ところに夜の森公園というところの中に、春の桜、夏の新緑、秋の紅葉、冬のイルミネーションなど四季を通じてにぎわいが生まれる景観づくりに取り組みますということで書かれているわけですが、確かに一番の問題は、四季を通じてこの桜の並木に人が来るということが一番重要なことだとは思いますが、この辺について、これが出ているのもまた単発、単発なのですが、具体的に何か役場で検討して、四季を通じてこの夜の森公園に人が来るようなというような考えはされているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） 夜の森公園ということですので、ちょっと夜の森公園について私から簡単にお話しさせていただきたいと思います。

新たににぎわいづくりのための交流拠点という位置づけになっております夜の森公園ですが、令和5年度の使用開始に向け、今年度夜の森公園の整備工事を実施いたします。主な整備内容といたしましては、公園全体を松風園エリア、遊戯エリア、多目的スペースにエリア分けし、多目的スペースの芝は全面の芝として、景観性に配慮、あと公園中央の南北の遊歩道の両脇には桜を植樹いたします。また、幅広い対象年齢を想定した大型複合遊具や単体遊具、あと高齢者等を想定した健康遊具を設置するとともに、利用者が滞留できる場所を確保するため、野外卓やベンチ、あと東屋を配置いたします。なお、先ほどの防災とも関係するのですが、防災の観点からベンチの一部をかまどタイプとし、東屋は柱にシートが格納されて、テントのような使用が可能な防災型を設置、また照明の一部は、ソーラータイプやバッテリーユニットつきとして、停電時の照明確保にも備えております。夜の森公園の説明でございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ありがとうございます。公園単体としては、そういうことになっていくのだと思うのですが、同じように夜の森の中で、13ページのところに新たに再生発展に向けた主な取組ということで、ここににぎわいづくりという項目が改めて設けられてあるわけですが、この中で今言ったように交流人口の拡大とか、通年で観光誘客、それから移住定住を促進し、居住人口の増加、それから1つ飛ばして、拠点内での事業再開支援に取り組みますということで、確実に必要なことがここに書かれているわけで、今度はこれを具体的にどうするかということだと思っております。今夜の森公園の整備状況も課長から説明があったわけですが、物を造れば人が来るわけではなくて、そこに何かしらのアクションとか、いろんな仕掛け、物があっただけでは人が来ないので、その辺も十分に考えていただきたいと思いますと思うのですが、その辺を通じて町として通年の観光客に結びつくような何か施策を考えているということはないのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 産業振興課としましては、昨年度から桜を活かしたまちづくり検討

委員会を開催しまして、まずは先行しまして、夜の森地区の桜の植樹、保全等を検討しております。その中でも、やはり4月のソメイヨシノが終わってしまうと、そこで終わってしまう、人が来ていただけないというようなことで、いろいろと意見をいただいておりますので、先ほどもありましたが、四季を通じて多くの方が訪れていただけるような検討を進めております。まだ具体的にこの場所にこれをというようなことはお示しされておきませんが、現在観光協会におきましても、町内の資源を生かしていかにか人を呼び込むかというようなところで、今年度検討するというようなことも聞いておりますので、いろいろと関係機関と調整をしまして、どのようなものをつくっていけば、四季を通じて多くの方が来ていただけるかということで、こちらについては継続して協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ありがとうございます。このアクションプランをきちっと読んで、細かい小さな字まで読んでいくと、本当に皆さんよく考えて、何をしなければいけないかというまず一つのコンセプトと方向性を書かれていると思うのです。何でもそうですけれども、プランができた後には、次は行動です。チェックのところにはまだなかなかいかないわけですけれども、行動のところがちよっと遅れていたり、そこに気持ちがいってなかったりしているような形があるので、なかなか特定復興再生拠点の先が見えないというようなことがあると思うのです。先ほども申しましたように、物を造ったり整備しただけでは、そこに人は来ないので、そこに何らかのアクションを起こさないといけない。できれば令和2年の3月に出ているわけですけれども、新たなプランができたら、次は行動に移すということで、ここに書かれている一つ一つのことを具体的にきちっと進めていく施策を取っていただけると非常にありがたいのですけれども、その辺の全体的なことに関してはいかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） ありがとうございます。このアクションプランに基づきまして、計画がきちっと進みますように、まずやることをやるということと併せて進捗管理もしっかりと行ってまいりたいと思っております。全体的なところを通じまして、こうした地域のにぎわいを取り戻すですとか、住んでいた方に戻って住んでいただく、新しい方に新たに住んでいただくということを実現に向けて民間の方々のビジネスベースでもうまくいくような後押しをしたりですとか、この行政側でできることについては、全てやっていくというつもりで取り組んでまいりたいと思っております。その前提としまして、避難指示解除を円滑に実現させるというところをしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） いろいろとありがとうございました。ぜひとも2,000人に達した富岡の人口

が次はやはり目標3,000人ということになります。そこに向けて、やはり富岡地区、夜の森地区両方きちっと進んでいかないと、なかなかこのプラス性には厳しいと思いますので、ぜひとも今後とも計画を進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君の一般質問を以上で終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

---

#### ○散会の宣告

○議長（高橋 実君） 本日はこの程度にとどめ、明日17日午前9時より会議を開きます。

それでは、これにて散会いたします。

散 会 （午後 1時48分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 渡 辺 正 道

議 員 高 野 匠 美

第 5 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

## 令和4年第5回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

令和4年6月17日（金）午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第 3号 令和3年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

報告第 4号 令和3年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

報告第 5号 令和3年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

議案第40号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第41号 動産の取得について

議案第42号 令和4年度富岡町一般会計補正予算（第2号）

議案第43号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第44号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第3 委員会報告

1、総務文教常任委員会報告

2、産業厚生常任委員会報告

3、議会運営委員会報告

4、議会広報特別委員会報告

5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

○出席議員（10名）

1番 堀本典明君

2番 佐藤教宏君

3番 佐藤啓憲君

4番 渡辺正道君

5番 高野匠美君

6番 遠藤一善君

7番 安藤正純君

8番 宇佐神幸一君

9番 渡辺三男君

10番 高橋実君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町 長	山 本 育 男 君
副 町 長	高 野 剛 君
副 町 長	竹 原 信 也 君
教 育 長	岩 崎 秀 一 君
会 計 管 理 者	植 杉 昭 弘 君
参 事 兼 長 総 務 課	林 紀 夫 君
企 画 課 長	原 田 徳 仁 君
税 務 課 長	斉 藤 一 宏 君
住 民 課 長	猪 狩 力 君
福 祉 課 長	飯 塚 裕 之 君
健康づくり課長	遠 藤 博 生 君
生活環境課長	杉 本 良 君
産業振興課長	坂 本 隆 広 君
都市整備課長	志 賀 智 秀 君
教育総務課長	猪 狩 直 恵 君
生涯学習課長	佐 藤 邦 春 君
郡 山 支 所 長	黒 澤 真 也 君
いわき支所長	安 倍 敬 子 君
総務課課長補佐 兼 秘 書 係	大 和 田 豊 一 君
都 市 整 備 課 課 長 補 佐 兼 長 管 理 係	佐 藤 美 津 浩 君
代 表 監 査 委 員	坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

参 事 兼 局 長 議 会 事 務 局	小 林 元 一
議 会 事 務 局 主 任 兼 庶 務 係 長	杉 本 亜 季
議 会 事 務 局 主 査 庶 務 係	黒 木 裕 希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第5回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

6番 遠藤 一善君

7番 安藤 正純君

の両名を指名いたします。

---

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(高橋 実君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、報告第3号 令和3年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を議題といたします。総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課課長補佐兼秘書係長朗読]

○議長(高橋 実君) 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長(林 紀夫君) おはようございます。報告第3号 令和3年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についてで、令和3年度一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費の一部または全部を令和4年度へ繰り越しましたので、ご報告をいたします。

第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、事業名、住民基本台帳関係事務事業277万2,000円のうち277万2,000円を、第3款民生費、第1項社会福祉費、事業名、非課税世帯等臨時特別給付金事業2億1,510万円のうち9,013万5,884円、同項、事業名、生活困窮世帯灯油購入費助成事業980万5,000円のうち357万円を、第6款農林水産業費、第2項林業費、事業名、ふくしま森林再生事業2億1,850万円のうち1億4,171万5,000円を、第8款土木費、第3項河川費、事業名、河川整備事業4,700万円の

うち4,375万600円を、第11款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費、事業名、道路橋梁施設災害復旧事業6,100万円のうち1,261万1,000円をそれぞれ地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和4年度へ繰り越しいたしましたので、同法同条第2項の規定に基づきご報告をいたします。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第3号 令和3年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を終わります。

次に、報告第4号 令和3年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） おはようございます。それでは、報告第4号 令和3年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての内容をご説明申し上げます。

本件は、令和4年第2回富岡町議会定例会において、富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）として議決いただきました繰越明許費、第1款事業費、第1項下水道事業費、事業名、公共下水道維持管理事業、限度額400万円のうち297万円を地方自治法施行令第146条第1項の規定により令和4年度へ繰り越しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第4号 令和3年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を終わります。

次に、報告第5号 令和3年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） それでは、報告第5号 令和3年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての内容をご説明申し上げます。

本件は、令和3年第7回富岡町議会定例会において、曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）として議決いただきました繰越明許費、第1款事業費、第1項事業費、事業名、土地区画整理

事業、限度額7,900万円のうち1,519万6,700円を地方自治法施行令第146条第1項の規定により令和4年度へ繰り越しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第5号 令和3年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を終わります。

次に、議案第40号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については、さきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとさせていただきます。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（斉藤一宏君） おはようございます。それでは、議案第40号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、地方税法施行令の改正及び令和4年度の国民健康保険税の税率変更等に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容としては、地方税法施行令の改正に伴う医療保険の負担について、負担能力に応じた公平性の観点から、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額が医療一般分で63万円から65万円に、後期高齢者支援金で19万円から20万円にそれぞれ改められます。

次に、令和4年度の国民健康保険税を算出するに当たっては、保険税の必要額が2,145万5,319円の減額となったのに対し、被保険者の総所得である所得割課税基準額が対前年度比で医療費一般分、後期支援金分が2億7,589万8,118円の減、介護納付金分が1億683万8,905円の減となるなど、大幅な減額となっております。このようなことから、令和4年度の保険税率は総体的に医療一般分及び後期支援金分については引き上げ、介護納付分につきましては引下げとなる改正の内容となっております。

それでは、議案第40号別紙資料、富岡町国民健康保険税条例新旧対照表によりご説明いたします。資料1ページを御覧ください。第2条、課税額の改正については、同条第2項において、医療一般分の基礎課税額の限度額を63万円から65万円に引き上げ、第3項において後期支援金分の限度額を19万円から20万円に引き上げるものであります。

第3条は、医療一般分に係る改正であり、所得割額算定率を100分の7.75から100分の8.50に改める

ものであります。

2 ページを御覧ください。第6条から第7条の3にかけては、後期支援金分に係る改正であり、第6条は所得割額算定率を100分の2.71から100分の3.03に、第7条の3は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯割8,400円を6,400円に、特定世帯の世帯割4,200円を3,200円に、特定継続世帯の世帯割6,300円を4,800円にそれぞれ改めるものであります。

第8条から第9条の3にかけては、介護納付金分に係る改正であり、第8条は所得割額算定率100分の3.84を100分の3.06に、第9条の2は均等割額1万6,000円を1万円に、第9条の3は平等割額9,200円を7,000円にそれぞれ改めるものであります。

第23条第1項は、国民健康保険税の軽減世帯に係る規定で、63万円を超える場合には63万円を、65万円を超える場合には65万円に、19万円を超える場合には19万円を、20万円を超える場合には20万円にそれぞれ改めるものであります。

3 ページから5 ページを御覧ください。同条同項第1号は、7割軽減の軽減対象世帯に係る改正であり、均等割額及び平等割額の金額について、エからカまでそれぞれ記載のとおりの金額に改めるものであります。同条同項第2号は、5割軽減の軽減対象世帯に係る改正であり、均等割額及び平等割額の金額について、エからカまでそれぞれ記載のとおりの金額に改めるものであります。同条同項第3号については、2割軽減の軽減対象世帯に係る改正であり、均等割額及び平等割額の金額について、エからカまでそれぞれ記載のとおりの金額に改めるものであります。

附則第2項は、課税の特例を規定するもので、同条中を同項中に改めるものであります。

なお、本条例の附則として、施行期日は公布の日からとし、適用については令和4年4月1日からとして遡及適用するものであります。

説明は以上になります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 動産の取得についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を生活環境課長より求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） おはようございます。それでは、議案第41号 動産の取得についての内容を説明いたします。

今回取得しようとする動産は、水槽付消防ポンプ自動車1台であります。過日行われました物品購入の入札結果により、物品購入契約が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を賜りたく議案を提出したものでございます。

車両の購入は、現在富岡町消防団に配備されている水槽付消防ポンプ自動車のうちの1台を更新するもので、対象は主に富岡町中央地区を管轄する富岡町消防団第1分団第2班に配備されている昭和59年2月登録の同種の車両となります。この車両は、登録から約40年が経過し、車両、ポンプともにその性能、機能に衰えが見られ、修繕の際には正規部品の調達もできなくなっており、本来の機能を十分に発揮することが難しい状況となっております。このようなことから、町民の生命と財産を守るため、迅速かつ確実な初期消火活動ができる状態を維持すべく、このたび老朽車両の更新を行うものであります。町では、老朽化した2台の水槽付消防ポンプ自動車について、2か年をかけたの更新を計画し、うち1台目については昨年度に議会のご同意をいただき、第3分団に配備しており、今回も同様の車両となりますが、更新することができれば2台の老朽車両の更新は完了となります。

別添の議案第41号別紙資料1を御覧ください。物品購入契約書の写しとなります。契約件名は、水槽付消防ポンプ自動車購入、契約金額は消費税を含め5,474万7,000円、納入期限を令和5年3月31日としております。契約の相手方は、住所、福島県いわき市内郷綴町金谷15番地4、氏名、東部産業株式会社自動車部代表取締役、菊池一隆であります。

なお、裏面2ページには入札状況調書の写しをつけております。

続きまして、資料3ページ、議案第41号別紙資料2を御覧ください。今回取得しようとする水槽付消防ポンプ自動車の概要となります。左側上段、1、購入目的については、先ほどお話ししたとおり、老朽車両の更新であります。

中段、2、車両種別や仕様ですが、車両はフォードア、ダブルキャブ、ディーゼルエンジンのオートマチックミッション、乗車定員は6名で、貯水タンク満水時の総重量を8トン未満としております。日本消防検定協会が認定するA-2級の消防ポンプと軽量で強靱な消防資材専用のプラスチック樹脂であるポリプロピレン製1,500リットルの貯水タンクに加え、赤色蛍光灯やサーチライトを搭載し、

消火活動に必要となるホースや管鎗などのほか、可搬型の発電機や投光器などを積載しております。多くの団員が運転できるよう、総重量を8トン未満に抑えるため、貯水タンクを軽量かつ強靱なポリプロピレン製とすることで、現行車両と同等の貯水量と十分な資機材収納スペースを確保しております。

右上、3には車両イメージとして、昨年度ご同意いただき、第3分団に配備いたしました車両を掲載しておりますが、今回も同等のものを計画しております。

また、4として、現有車両の一覧を掲載いたしましたので、ご参考までに御覧ください。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号 動産の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 令和4年度富岡町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 議案第42号 令和4年度富岡町一般会計補正予算（第2号）の内容をご説明申し上げます。

今回の予算補正は、本年3月16日深夜の地震による施設被害等に対応するため、また非課税世帯等臨時特別給付金事業や子育て世帯生活支援特別給付金事業の実施のため、加えて4回目の新型コロナウイルスワクチン接種の実施などのために必要な経費の予算補正を行うものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,870万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億7,490万5,000円とするものでございます。

それでは、第1表、歳入歳出予算についてご説明を申し上げます。3ページをお開きください。初めに、歳入について申し上げます。第14款国庫支出金7,478万7,000円の増額は、第1項国庫負担金において、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金として614万8,000円の増、第2項国庫補助金において、非課税世帯等臨時特別給付金事業補助金、子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金、また道路橋梁施設災害復旧事業補助金などの収入を見込むことにより、6,863万9,000円の増とすることによるものです。

第15款県支出金、第1項県負担金90万円の増額は、3月の地震に伴う一部損壊住宅修理支援補助金県負担金の収入を見込むものでございます。

第18款繰入金、第2項基金繰入金1億6,301万8,000円は、歳入の不足を補填するために財政調整基金より繰入れをするものでございます。これらにより、歳入において2億3,870万5,000円を増額するものでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。4ページを御覧ください。第3款民生費4,609万1,000円の増額は、第1項社会福祉費において、非課税世帯等臨時特別給付金の給付に要する経費として3,305万7,000円の増、第2項児童福祉費において、子育て世帯生活支援特別給付金給付に要する経費として1,203万4,000円の増、第3項災害救助費において、一部損壊住宅修理支援補助金として100万円の増としたことによるものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費1,309万7,000円の増額は、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費を計上したものでございます。

第6款農林水産業費、第1項農業費3,800万円の増額並びに第8款土木費、第4項都市計画費7,000万円の増額は、農業集落排水事業特別会計並びに公共下水道事業特別会計への繰出金をそれぞれ計上したことによるものであります。

第10款教育費1,751万7,000円の増額は、第3項中学校費において、学校給食調理場に係る光熱水費の支出を学校管理費からの支出と変更することにより583万9,000円の増、第6項保健体育費において、学校給食調理場に係る光熱水費の支出を学校管理費からの支出と変更することによる当該予算の皆減、また総合運動場夜間照明設備器具が3月の地震により不安定な状態にあることが判明したことから、これを撤去するための工事費の計上などにより1,167万8,000円の増とすることによるものでございます。

第11款災害復旧費5,400万円の増額は、第1項農林水産施設災害復旧費において600万円の増、第2項公共土木施設災害復旧費において4,800万円の増とすることによるものでございます。これらにより、歳出において2億3,870万5,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方法については、慣例により歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと

存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。8ページをお開きいただきたいと思います。歳入、8、9ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 10、11ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。12、13ページ。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 13ページ、災害救助費、負担金補助及び交付金の住宅応急修理費につきまして、補助内容を教えていただければと思います。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） こちらにつきましては、先ほど来出ていますが、昨年度3月16日の地震が災害救助法の対応災害となっております。そこで、一部損壊の方につきましては、災害救助法では拾えないものですから、この方々に対して県が補助を出すものでございます。なお、こちらにつきましては、瓦の落下とか、外壁のひび割れとか、生活に直結する部分の修繕に関して、20万円以上の費用を要した世帯に対し、定額ではございますが、10万円の補助を出させていただくものでございます。このうち町が1万円、県が9万円の負担ということとなっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 災害救助法に当たらない方の援助のためということで、ぜひ広報等、周知等していただいて、ちなみにこれに対応される方というのは、想定される方というのは把握とかはされているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） こちらの対象となる方につきましては、これ以外のこの地震で被害を受けた方々、こちらは税務課と連携を図りまして、把握をしてございます。現在のところ約5件からの対象となるかなと存じておりますが、今後相談の中でそういったことで件数が増える可能性もございりますが、取りあえず今回10世帯分用意させていただきました。随時補正で上がるかもしれませんが、そのときはご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 12、13ページありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 14、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 16、17ページ。

1 番、堀本典明君。

○1 番（堀本典明君） 先ほど総務課長からのご説明の中で、体育施設の施設管理費というところで、総合グラウンドの照明設備が不安定になったというようなご説明だったのですが、不安定というところはどういう内容なのかというのを教えていただきたいのと、その他いろんなところで照明施設あると思うのですが、その辺りの点検をされたところの現状の状況を教えてください。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回総合グラウンドの夜間照明施設で、そちらから照明の安定器あるいは照明のライトが落下しているのが確認されましたので、当初調査費を計上させていただいて、それによって今後の対応を決めていく予定でしたが、今回このような状況になりましたので、また強風とか、地震等でさらに部品等の落下がありますと危険なため、今回撤去をするものでございます。

あとほかの夜間照明施設ですが、そちらに関しては特に問題はございません。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1 番、堀本典明君。

○1 番（堀本典明君） ありがとうございます。撤去ということなのですが、本体ごと撤去なのか、その器械、ライトだけを撤去するのか、その辺りの内容を教えてください。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回夜間照明の部分と、あと支柱、それに伴う施設、キュービクル等も撤去する予定でいます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1 番、堀本典明君。

○1 番（堀本典明君） ありがとうございます。今後例えば支柱、その他異常があるのか、残しておけば将来的に復旧というか、する場合に費用が安く済むかなと思うのですが、その支柱、その後も問題があるということで撤去という考えでよろしいのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの照明施設ですが、昭和61年の建設となっております、結構年数もたっております。コンクリート製の支柱ということもありますので、今回一緒に撤去したほうが今後のことを考慮すると処分料とか、そういうところもコスト的にもなるかと思ひまして、今回併せて撤去するものです。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今の関連なのですからけれども、駄目なものは撤去、当然なことだと思います。ただ、撤去するとまた不便を来すのかなと思うのですが、その復旧はどうなっていますか。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、総合グラウンドの利用状況、現在のところ桜まつりの駐車場等で使われておりました。最近、ちょっと使われていなかったものですから、今後施設の使用状況等を考慮して、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 当然お金かかることですから、施設の使用状況を見ながらということは分かります。ただ、使わせてくださいと来たときに、照明が直っていないから使われないよという回答になるのではないですか、1週間後に貸してくださいと言われたら。ならないですか。多分なると思うのです。だから、直すものはきちっと直しておかないと、利用するときに困るのです。3年くらい前に利用申込みしているのであれば話は別ですけども、その辺は早急に設計を組んで直すべきものは直していただきたい。この項目で調査設計委託というような項目で載っていますが、私は調査設計委託、新しいものにするための調査をして、次年度か何かに直すのかなと思っていたら、ちょっと違うものですから、その辺ちょっと回答ください。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） こちらにつきましては、また先ほどと同様なお答えになってしまうのですが、利用状況等を検討させていただきながら、どういった施設がいいのかというのも検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 来年の春夜の森地区復興拠点内解除しようとしているときに、公共施設が壊れて、利用状況を見ながら直していきますなんて、そういう答弁はないでしょう。夜の森解除するのは、来春。ましてや総合グラウンドは、何年前ですか、6年前ですか、とっくに解除した地区なのです。やっぱり解除に合わせて直すべきものはきちっと直して、解除したら人が戻ってくるのに拍車をかけてやらないと、行政が。でないと、人戻ってこないです。総合グラウンドの利用状況を考えながら直しますなんて、そういうことでは駄目です。やっぱり直すものはきちっと直すということをぜひお願いしたいです。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 様々ご指摘いただいてありがたいことだと思っておりますし、今渡辺議員おっしゃったことについては、非常に重要なことだと思っております。しかしながら、解除

後の利用状況を見ますと、ほぼ利用がないという状況でございます。これについて、今生涯学習課長も申しあげましたように、今後の利用状況、それから今後総合グラウンドをどう活用していくのかというところをしっかりと内部で検討させていただいた後に、つけるべきものはつける、復旧すべきものは復旧すべきという態度で臨んでいきたいと思っておりますので、この点についてはご理解をいただきたいと思えます。幸いなことと云ったら大変申し訳ないこととなりますが、幸いなことに、総合体育館を含め、スポーツ施設非常に充実しているところがございますので、まずはそこの利活用の促進を図っていく、その上で総合グラウンドの使い方、在り方というところも含めて、検討をさせていただきたい。その後に必要があれば復旧をするという態度で臨んでいきたいと思っておりますので、この点にはご理解をいただきたいと思えます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号 令和4年度富岡町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） それでは、議案第43号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、令和4年3月の地震被災により復旧事業の精査を行ったものであり、歳入歳出予算

の総額に歳入歳出それぞれ1億7,000万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,200万円とするものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。21ページを御覧ください。第3款国庫支出金、第1項国庫補助金1億円の増額は、災害復旧に係る公共下水道事業補助金1億円の増によるものです。

第4款繰入金、第1項繰入金7,000万円の増額は、歳入歳出予算調整による一般繰入金7,000万円の増によるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。22ページを御覧ください。第1款事業費、第1項下水道事業費1億7,000万円の増額は、下水道処理区統合に係る工事費について、労務単価及び資材単価の急激な高騰に伴う管渠工事費1,000万円の増、災害復旧に伴う管渠の災害復旧工事費1億3,500万円の増、上水道の管渠工事補償費1,500万円の増によるものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件については項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。26ページから29ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） それでは、議案第44号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、令和4年3月の地震被災により、復旧事業の精査を行ったものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,800万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,858万4,000円とするものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。33ページを御覧ください。第4款繰入金、第1項繰入金3,800万円の増額は、歳入歳出予算調整による一般会計繰入金3,800万円の増によるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。34ページを御覧ください。第1款集落排水事業費、第1項集落排水事業費3,800万円の増額は、災害復旧に伴う管渠の災害復旧工事費3,000万円の増、上水道の管渠工事補償費800万円の増によるものです。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。38ページから41ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

委員会の開催時間と場所について申し上げます。この後直ちに第1委員会室において総務文教常任委員会、第2委員会室において産業厚生常任委員会を開催していただき、その後議会運営委員会を第

1 委員会室で、終わりましたら議会広報特別会計を第1 委員会室で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願い申し上げます。

それでは、10時半まで休議します。

休 議 (午前10時00分)

---

再 開 (午前10時25分)

○議長(高橋 実君) 再開いたします。

---

#### ○委員会報告

○議長(高橋 実君) 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、総務文教常任委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

〔総務文教常任委員会委員長(遠藤一善君)登壇〕

○総務文教常任委員会委員長(遠藤一善君) 報告第17号、令和4年6月17日、富岡町議会議長、高橋実様、総務文教常任委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、6月17日午前10時2分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1) 総務課に関する件、(2) 企画課に関する件、(3) 税務課に関する件、(4) 住民課に関する件、(5) 教育総務課に関する件、(6) 生涯学習課に関する件、(7) 出納室に関する件、(8) 議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長(高橋 実君) お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業厚生常任委員会の報告を委員長より求めます。

7番、安藤正純君。

〔産業厚生常任委員会委員長(安藤正純君)登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（安藤正純君） 報告第18号、令和4年6月17日、富岡町議会議長、高橋実様、産業厚生常任委員会委員長、安藤正純。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、6月17日午前10時1分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1) 都市整備課に関する件、(2) いわき支所に関する件、(3) 郡山支所に関する件、(4) 健康づくり課に関する件、(5) 福祉課に関する件、(6) 農業委員会に関する件、(7) 産業振興課に関する件、(8) 生活環境課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

4番、渡辺正道君。

〔議会運営委員会委員長（渡辺正道君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡辺正道君） 報告第19号、令和4年6月17日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、渡辺正道。

閉会中の継続審査及び調査の申出について。本委員会は、6月17日午前10時4分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査及び調査事件。(1) 会期、議事日程、議案の取扱い、発言等議会の運営に関する件、(2) 議会関係例規類の制定、改廃に関する件、(3) 議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、高野匠美君。

〔議会広報特別委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会広報特別委員会委員長（高野匠美君） 報告第20号、令和4年6月17日、富岡町議会議長、高橋実様、議会広報特別委員会委員長、高野匠美。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、6月17日午前10時9分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。議会の広報等及び議会報告の編集に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会議事規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま議会広報特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 報告第21号、令和4年6月17日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、6月17日午前10時11分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。原子力発電所等及び東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会議事規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

---

#### ○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま1番、堀本典明君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議の内容について、1番、堀本典明君より説明を求めます。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

---

#### ○閉会の宣告

○議長（高橋 実君） 以上をもちまして本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって令和4年第5回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午前10時39分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 遠 藤 一 善

議 員 安 藤 正 純